

# 一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和7年7月29日

長野県住宅供給公社  
理事長 新田 恭士

記

## 1 工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

- (1) 工事（業務）名 令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事
- (2) 工事（業務）箇所 松本市双葉
- (3) 工事（業務）内容 ①ユニットバスの設置  
②ガス給湯器による3箇所給湯化  
③手すり設置  
④非常ブザー付きインターホン設置  
⑤便所コンセントの設置  
⑥その他附帯工事
- (4) 工事（委託）期間 150日
- (5) 発注担当部（所） 長野県住宅供給公社 事業部 建築課  
電話 026-227-4322

## 2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

### (1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合数値	821点以上
⑨	同種工事(業務)の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	営業所の所在地に関する要件	長野県内に本店を有する者。
⑪	その他	一般建設業許可を有する者が一般競争参加資格等確認申請を行う場合は、
		別紙1に定める誓約書を提出すること。

## 3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出は次のとおりとする。

### ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）

2. 施工実績（令和5年度、6年度）（様式2）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）

4. 建設工事入札参加資格の通知等の写し

5. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

- イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。
  - ウ 提出部数は、正本1部とする。
- (3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。
- なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。
- ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。  
受付期間        令和7年8月5日        から 令和7年8月8日        まで  
受付時間        午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所は次による発注担当部（所）とする。  
窓口受付        長野県住宅供給公社 事業部 建築課    電話 026-227-4322  
                    長野県住宅供給公社 松本事務所    電話 0263-47-0240
- 郵送受付（受付期間内必着）  
380-0836  
長野市大字南長野南県町 1003-1  
長野県住宅供給公社 事業部 建築課
- (4) その他
- ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。
  - ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。
  - エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

#### 4 確認結果の通知

- (1) 確認結果は、令和7年8月25日付け郵送で申請者に通知する。
- (2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

#### 5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。
  - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
  - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

#### 6 入札及び開札執行の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。
  - ア 入札日時        令和7年9月11日        16時40分
  - イ 入札場所        松本市大字島立988-1  
                    長野県住宅供給公社 松本事務所 3階会議室
- (2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

### (3) 留意事項

- ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。
- イ 工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。
- ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

## 7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式4）により次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
  - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
  - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

## 8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

## 9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式7）を入札時に提出すること。）

## 10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

## 11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実に認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
  - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
  - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
  - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
    - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
    - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
  - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

## 12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

## 13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

## 14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の4割の範囲で前払い金を請求することができる。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア	50万円以上500万円未満	1回
イ	500万円以上1,000万円未満	2回
ウ	1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ	3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ	5,000万円以上1億円未満	5回
カ	1億円以上	契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えた回数

## 15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を（1）の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

## 17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2（1）の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記（1）から（11）に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式1

# 一般競争参加資格等確認申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社  
理事長 新田 恭士 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊞  
(権限を有する営業所長等が提出  
する場合は当該所長の氏名)  
担当者氏名 ㊞  
電話番号  
F A X 番号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和7年7月29日
工事（業務）名	令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

## 施工実績（令和 5 年度、6 年度）

会社名： \_\_\_\_\_

項目		NO	1	2	3
工事 (業務) 名称等	工事（業務）名				
	発注機関				
	施工場所				
	契約金額				
	工事（委託）期間				
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%
備 考					

**入札保証金納付の免除を希望する者**は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ①「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ②「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

## 配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： \_\_\_\_\_

	項目・氏名			
	最終学歴			
	法令による免許			
工 事 等 の 経 験	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			

# 質 問 書

提出日：令和      年      月      日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年7月29日	
工事（業務）名	令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事	
工事（業務）箇所	松本市双葉	
質問書提出者	住            所	
	商号又は名称	
	電話・F A X	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回      答	
----------	--

# 誓 約 書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社 理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

私は、下記の工事につきまして、下請負契約金額が8,000万円を超えないことを誓約いたします。

## 記

- 1 工 事 名
- 2 工事箇所名
- 3 下請負予定先及び下請負予定金額

下請負予定先	工 種	下請負予定金額（千円）

- 4 添付書類

施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表

# 令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

## 図面リスト（双葉町第2団地）

(意匠)	(電気)	(機械)
A-01 特記仕様書（1）	E-01 電気設備特記仕様書（1）	M-01 機械設備特記仕様書（1）
A-02 特記仕様書（2）	E-02 電気設備特記仕様書（2）	M-02 機械設備特記仕様書（2）
A-03 特記仕様書（3）	E-03 電気設備特記仕様書（3）	M-03 機械設備特記仕様書（3）
A-04 特記仕様書（4）	E-04 電気設備 凡例・インターホン仕様・姿図	M-04 機械設備 凡例・機器仕様・姿図
A-05 解体工事特記仕様書	E-05 電気設備 現況・改修平面図	M-05 機械設備 現況・改修平面図
A-06 案内図・配置図・仕上表		
A-07 現況・改修平面図		
A-08 雑詳細図（1）		
A-09 雑詳細図（2）		
A-10 ユニットバス仕様書・詳細図		
A-11 使用材料リスト		



長野県建設部建築住宅課



諏訪総合設計株式会社

建築工事特記仕様書		①	⑦	⑧	⑨	10.	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	20.	⑳																																																																																																																							
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事名称 令和7年度県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事</p> <p>2. 工事場所 長野県松本市双葉10 双葉町第2団地</p> <p>3. 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>4. 用途地域等 都市計画区域（・（内）・外）用途地域（準工業地域） 防火地域等（・防火・準防火・指定なし・22条） その他の地域・地区（都市機能誘導区域）</p> <p>5. 構造規模等 （RC）造 地上 5 階 地下 階 主要用途 共同住宅 敷地面積 建築面積 延べ面積</p> <p>6. 別途工事</p> <p>7. その他</p> <p>II 建築工事仕様</p> <p>1. 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて「公共住宅建設工事共通仕様書 建築編（最新版）」（以下、「公仕仕 建築編」という。）による。</p> <p>2. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と◎印の付いた場合は、ともに適用する。 3) 項目又は特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、「公仕仕 建築編」の該当項目を示す。 4) 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）」を示す。</p>		<p>⑦ 設備工事との取合い</p> <p>⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)</p> <p>⑨ 火災保険等</p> <p>10. 住宅瑕疵担保責任</p> <p>⑪ 発生材の処理等 (1.3.11)</p> <p>⑫ 災害等発生時の安全確保 (1.3.9)</p> <p>⑬ 建築材料等 (1.4.2)</p> <p>(1.4.1)</p> <p>(1.4.5)</p> <p>14. 特別な材料の工法</p> <p>15. 建築基準法による風圧力等の指定</p>	<p>施工範囲 各工事の区分表による。 施工図 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。</p> <p>○適用する ・適用しない</p> <p>工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類 ※火災保険 ※建設工事保険 保険期間 ※工事着手から工事目的物の引き渡しまで</p> <p>住宅瑕疵担保責任法に基づく保険の加入又は保証金の供託の義務付けあり（新築住宅の場合） ・なし（新築住宅以外の場合）</p> <p>発生材の処理 ・引渡しを要するもの（ ） ・特別管理産業廃棄物（ ） 受入れ施設名・所在地(km) ○再生資源化を図るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>受入施設名</th> <th>所在地 (Km)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・セメント コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○アスファルト コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建設汚泥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・工事現場において再利用を図るもの（ ） ・その他の廃棄物（安定型）（ ） 受入れ施設名・所在地(km) ・その他の廃棄物（管理型）（ ） 受入れ施設名・所在地(km)</p> <p>上記によらない場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>材料の品質等 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとする。 特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>環境への配慮 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。</p> <p>ホルムアルデヒド 使用する材料のホルムアルデヒド放散量は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 の場合の該当する建築材料 1. JIS及びJASのF☆☆☆☆品 2. 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3. 次の表示のあるJAS適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</p> <p>試験機関 ・公的試験所 ・JISマーク表示認証を取得した製品を製造する工場 ・ISO9000sに基づく品質システムの審査登録を受けた試験所 ・その他の試験所（・製造者の自社試験所）</p> <p>「公仕仕 建築編」に記載されていない特別な材料の使用は監督職員と協議し、その工法は、当該製品の指定工法とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用工事</th> <th colspan="2">建築基準法の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・長尺金属板葺</td> <td>・折板葺</td> <td>風速(V0)</td> <td>※30</td> </tr> <tr> <td>・粘土瓦葺</td> <td>・アルミニウム笠木</td> <td>地表面粗度区分</td> <td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ</td> </tr> <tr> <td>・ガラスブロック</td> <td>・ALC外壁パネル</td> <td>多雪地域の指定</td> <td>・有 ・無</td> </tr> <tr> <td>・合成高分子系シート防水</td> <td>（機械固定）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石材乾式工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・押出成形セメント板外壁パネル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・重量シャッター</td> <td>・軽量シャッター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・オーバードア</td> <td>・屋上緑化</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	受入施設名	所在地 (Km)	備考	・セメント コンクリート塊				○アスファルト コンクリート塊				○建設発生木材				・建設汚泥				適用工事		建築基準法の指定		・長尺金属板葺	・折板葺	風速(V0)	※30	・粘土瓦葺	・アルミニウム笠木	地表面粗度区分	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	・ガラスブロック	・ALC外壁パネル	多雪地域の指定	・有 ・無	・合成高分子系シート防水	（機械固定）			・石材乾式工法				・押出成形セメント板外壁パネル				・重量シャッター	・軽量シャッター			・オーバードア	・屋上緑化			<p>16. 技能士 (1.5.2)</p> <p>※下表で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一等級技能士を配置する。 ・下表で技能士を適用することとした職種に、1級、2級又は単一等級技能士を配置する。 ・下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種（技能検定作業）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下の該当工事</td> <td>・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび（とび作業）</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・鉄筋施工（鉄筋組立作業）</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・型枠施工（型枠工事作業） ・コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・とび（とび作業） ・鉄工（構造物鉄工作業）</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック</td> <td>・ブロック施工（コンクリートブロック工事作業）</td> </tr> <tr> <td>ALCパネル</td> <td>・ALCパネル施工（ALCパネル工事作業）</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アphaltシート防水工事作業 ・FRP防水工事作業）</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石材施工（石張り作業）</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り（タイル張り作業）</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・建築大工（大工工事作業）</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>・建築板金（内外装板金作業） ・かわらぶき（かわらぶき作業）</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・内装仕上施工（鋼製下地工事作業） ・建築板金（内外装板金作業）</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官（左官作業）</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業） ・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業）</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・塗装（建築塗装作業）</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーベット系床仕上作業 ・木質系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業） ・表装（壁装作業）</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>・配管（建築配管作業）</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>・路面表示施工（・溶融ペイント/ドマーカー工事作業 ・加熱ペイント/マシナ作業）</td> </tr> <tr> <td>補装工事</td> <td>・造園（造園工事作業）</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑰ 施工の立会い等 (1.5.7)</p> <p>「公仕仕 建築編」に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については監督職員の確認を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事工程表</li> <li>工事仮設計図書及び施工計画書 本工事の仮設・施工方法に関する計画は、設計図書に特別定めない限り受注者の責任において定めるものとする。</li> <li>製作工程表 施工図、原寸図、部品製作図等は製作前に作図期間、チェックバック期間、承認日を記載した製作工程表を作成する。</li> <li>施工図、原寸図 施工に必要な施工図、原寸図、部品製作図等は停滞なく作成する。</li> <li>総合図 (1) 工事の着手に先立ち、平面詳細図、総合プロット図（外構プロット図共）天井伏図を作成する。 (2) 総合図は、建築、設備等本工事及び、別途発注工事の情報をすべて盛り込みこれらの調整を行う。 (3) 総合図は、必要に応じて展開図、詳細図等で補足する。</li> </ol> <p>・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 採取方法 ・吸引方式 ・拡散方式（拡散方式では8時間採取する）</p> <p>工事の施工完了後、引渡しをするまでの間に、下表の揮発性有機化合物の室内温度を測定し、指針数値以下である事を確認し、報告する。 測定物質、測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>指針値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>100 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> (0.08PPM) 以下</td> <td>・ジニトロエチレン誘導相吸着/溶媒抽出法で採取し、高速液体クロマトグラフィーによって行う ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>260 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> (0.07PPM) 以下</td> <td>・次のうちいずれかの測定方法とする。 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>870 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> (0.20PPM) 以下</td> <td>・容器採取法で採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>3800 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> (0.88PPM) 以下</td> <td>・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>220 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> (0.05PPM) 以下</td> <td>・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>— <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> (—PPM) 以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種（技能検定作業）	以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て	仮設工事	・とび（とび作業）	鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）	コンクリート工事	・型枠施工（型枠工事作業） ・コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）	鉄骨工事	・とび（とび作業） ・鉄工（構造物鉄工作業）	コンクリートブロック	・ブロック施工（コンクリートブロック工事作業）	ALCパネル	・ALCパネル施工（ALCパネル工事作業）	防水工事	・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アphaltシート防水工事作業 ・FRP防水工事作業）	石工事	・石材施工（石張り作業）	タイル工事	・タイル張り（タイル張り作業）	木工事	・建築大工（大工工事作業）	屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業） ・かわらぶき（かわらぶき作業）	金属工事	・内装仕上施工（鋼製下地工事作業） ・建築板金（内外装板金作業）	左官工事	・左官（左官作業）	建具工事	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）	カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業） ・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業）	塗装工事	・塗装（建築塗装作業）	内装工事	・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーベット系床仕上作業 ・木質系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業） ・表装（壁装作業）	排水工事	・配管（建築配管作業）	舗装工事	・路面表示施工（・溶融ペイント/ドマーカー工事作業 ・加熱ペイント/マシナ作業）	補装工事	・造園（造園工事作業）	種類	指針値	測定方法	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08PPM) 以下	・ジニトロエチレン誘導相吸着/溶媒抽出法で採取し、高速液体クロマトグラフィーによって行う ・その他（ ）	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07PPM) 以下	・次のうちいずれかの測定方法とする。 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。	キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20PPM) 以下	・容器採取法で採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88PPM) 以下	・その他（ ）	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05PPM) 以下	・その他（ ）	—	— $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (—PPM) 以下		<p>測定結果等報告書の提出 次の事項を記載した報告書を（部）提出する。 1. 測定結果 2. 試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内）、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数） 3. 試料採取方法、測定方法、使用した測定機器</p> <p>原図（1部）及びその複写製本（A1版部 A3版部） CADデータ（1部）保存形式及び保存媒体は監督職員の指示による。 完成図書（A4版ファイル部（正1部、副部）とする。</p> <p>○作成する ・作成しない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>サイズ</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部数</th> <th>提出様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※カラー</td> <td>○L程度 ・2L程度 ・六切り程度</td> <td>・箇所 枚</td> <td>※1部 ・部</td> <td>・工用アルバムA4版 ・フリーアルバム</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の事項を記載した保金に関する資料を（※2部・部）提出する。 1. 建築物等の利用に関する説明書 2. 機器取り扱い説明書 3. 機器性能試験成績書 4. 官公署届出書類 5. 主要な材料、機器一覧表</p>	分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式	※カラー	○L程度 ・2L程度 ・六切り程度	・箇所 枚	※1部 ・部	・工用アルバムA4版 ・フリーアルバム
種類	受入施設名	所在地 (Km)	備考																																																																																																																																					
・セメント コンクリート塊																																																																																																																																								
○アスファルト コンクリート塊																																																																																																																																								
○建設発生木材																																																																																																																																								
・建設汚泥																																																																																																																																								
適用工事		建築基準法の指定																																																																																																																																						
・長尺金属板葺	・折板葺	風速(V0)	※30																																																																																																																																					
・粘土瓦葺	・アルミニウム笠木	地表面粗度区分	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ																																																																																																																																					
・ガラスブロック	・ALC外壁パネル	多雪地域の指定	・有 ・無																																																																																																																																					
・合成高分子系シート防水	（機械固定）																																																																																																																																							
・石材乾式工法																																																																																																																																								
・押出成形セメント板外壁パネル																																																																																																																																								
・重量シャッター	・軽量シャッター																																																																																																																																							
・オーバードア	・屋上緑化																																																																																																																																							
工事種目	技能検定職種（技能検定作業）																																																																																																																																							
以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て																																																																																																																																							
仮設工事	・とび（とび作業）																																																																																																																																							
鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）																																																																																																																																							
コンクリート工事	・型枠施工（型枠工事作業） ・コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）																																																																																																																																							
鉄骨工事	・とび（とび作業） ・鉄工（構造物鉄工作業）																																																																																																																																							
コンクリートブロック	・ブロック施工（コンクリートブロック工事作業）																																																																																																																																							
ALCパネル	・ALCパネル施工（ALCパネル工事作業）																																																																																																																																							
防水工事	・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アphaltシート防水工事作業 ・FRP防水工事作業）																																																																																																																																							
石工事	・石材施工（石張り作業）																																																																																																																																							
タイル工事	・タイル張り（タイル張り作業）																																																																																																																																							
木工事	・建築大工（大工工事作業）																																																																																																																																							
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業） ・かわらぶき（かわらぶき作業）																																																																																																																																							
金属工事	・内装仕上施工（鋼製下地工事作業） ・建築板金（内外装板金作業）																																																																																																																																							
左官工事	・左官（左官作業）																																																																																																																																							
建具工事	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）																																																																																																																																							
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業） ・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業）																																																																																																																																							
塗装工事	・塗装（建築塗装作業）																																																																																																																																							
内装工事	・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーベット系床仕上作業 ・木質系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業） ・表装（壁装作業）																																																																																																																																							
排水工事	・配管（建築配管作業）																																																																																																																																							
舗装工事	・路面表示施工（・溶融ペイント/ドマーカー工事作業 ・加熱ペイント/マシナ作業）																																																																																																																																							
補装工事	・造園（造園工事作業）																																																																																																																																							
種類	指針値	測定方法																																																																																																																																						
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08PPM) 以下	・ジニトロエチレン誘導相吸着/溶媒抽出法で採取し、高速液体クロマトグラフィーによって行う ・その他（ ）																																																																																																																																						
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07PPM) 以下	・次のうちいずれかの測定方法とする。 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。																																																																																																																																						
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20PPM) 以下	・容器採取法で採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。																																																																																																																																						
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88PPM) 以下	・その他（ ）																																																																																																																																						
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05PPM) 以下	・その他（ ）																																																																																																																																						
—	— $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (—PPM) 以下																																																																																																																																							
分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式																																																																																																																																				
※カラー	○L程度 ・2L程度 ・六切り程度	・箇所 枚	※1部 ・部	・工用アルバムA4版 ・フリーアルバム																																																																																																																																				
<p>章 項目 特記事項</p> <p>① ① 一般事項 ○工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○工事受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。</p> <p>② 設計図書等の取り扱い (1.1.1)(1.1.6) ○本工事は工事請負契約約款に基づき、施工する。 ○設計図書相互に相違がある場合の優先順位は下記による。 1. 質問回答書及び追加説明書 2. 現場説明書 3. 特記仕様書 4. 図面 5. 公仕仕 建築編（令和元年度版） 6. 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和元年度版） 7. 国土交通大臣官房官庁営繕部「敷地調査共通仕様書」（令和元年10月改定版） 8. 国土交通大臣官房官庁営繕部「建築物解体工事共通仕様書」（平成31年版） 9. JISその他公共規格及びこれに準ずる規格</p> <p>疑義 ○本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質問回答書により確認するものとする。 ○本工事施工中に生じた疑義は、工事前に質問回答書に準ずる記録書として作成する。 ○設計図書に明示がない事項でも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められるものは、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内において施工するものとする。</p> <p>3. 概成工期 (1.2.1) 工事工期より 日前</p> <p>(1.2.4) 工事写真の撮影対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 設計G.L. ※図示 ・現状平均地盤高</p> <p>⑤ 工事実績情報 (CORINS)の登録 (1.1.4) ※適用する（請負精算額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・適用しない</p> <p>⑥ 施工管理体制に関する書類の提出 建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する以下の事項について監督職員に提出する。 1. 建設業法施工規則第14の2第1項に掲げる事項 2. 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名及び雇用管理責任者</p>	部位	内容									<p>1. 一般共通事項</p> <p>18. 化学物質の濃度測定 (1.5.9)</p>	<p>⑲ 完成図書 (1.7.2)</p> <p>20. 完成写真</p> <p>⑳ 保金に関する資料 (1.7.3)</p>																																																																																																																												
部位	内容																																																																																																																																							

②	<p>1. 仮囲い ・設ける ・設けない ・成形鋼板 (・H=3.0m ・H= )</p> <p>2. ゲート ・パネルゲート (・H= m、W= m) ・シートゲート (・H= m、W= m)</p> <p>3. 交通誘導員 ・配置する ( 日 × 人 = 人日 ) ・配置しない</p> <p>④ 監督職員事務所 (2.3.1) ・設ける ・設けない ・規模 (・20㎡程度 ・40㎡程度 ・60㎡程度 ・㎡程度) ・備品 ( )</p> <p>⑤ 工事表示板 ・設置する ・設置しない</p> <p>⑥ 工事用水 工事現場内既存の施設 ・利用できる (・有償 ・無償) ○利用できない</p> <p>⑦ 工事用電力 工事現場内既存の施設 ・利用できる (・有償 ・無償) ○利用できない</p> <p>8. 工事用通路 ・指定しない ・指定する (図示)</p> <p>⑨ 足場等 (2.2.4) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。</p> <p>10. その他の仮設</p>	⑬	木 工 事	<p>1. 表面仕上げ (12.1.4)</p> <p>② 製材 (12.2.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 別</th> <th colspan="4">施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>等 級</th> <th>形 状</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・1級 ※2級</td> <td></td> <td>※A種 ・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>等 級</th> <th>形 状</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・上小節 ・小節</td> <td></td> <td>※A種 ・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>「製材の日本農林規格」による広葉樹製材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>等 級</th> <th>形 状</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・特等 ※1等 ・2等</td> <td></td> <td>・A種 ・B種 ※10%以下</td> <td></td> </tr> </table> <p>「製材の日本農林規格」以外の製材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>難燃処理</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>造作材の場合 ※A種 ・B種</td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td>※A種 ・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 造作用集成材 (12.2.1)</p> <p>「集成材の日本農林規格」による造作用集成材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※1等 ・2等</td> <td></td> </tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※1等 ・2等</td> <td></td> </tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」による構造用集成柱</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・1等 ・2等</td> <td></td> </tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※A種 ・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>化粧薄板の厚さ</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※A種 ・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>化粧薄板の厚さ</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※A種 ・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 造作用単板積層材 (12.2.1)</p> <p>「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>厚 さ</th> <th>表面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>厚 さ</th> <th>表面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>含 水 率</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td>※1.4%以下 ・</td> <td></td> </tr> </table> <p>5. 床張り用合板等 (12.2.1)</p> <p>普通合板</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>厚 さ</th> <th>樹 種</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td>※5.5mm以上</td> <td></td> <td>※1類 ・2類</td> <td>※広葉樹2等以上 ※針葉樹C-D以上</td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>構造用合板</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>等 級</th> <th>樹 種</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>厚 さ</th> <th>防虫処理</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td>※1級 ※2級</td> <td></td> <td>※特類 ※1類</td> <td>※C-D以上</td> <td>※12mm ・</td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>屋内の常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする。</p> <p>パーティクルボード</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>曲げ区分</th> <th>耐水性区分</th> <th>表面及び裏面の状態</th> <th>厚 さ</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td>※18ﾀｲﾌﾟ ※30-15ﾀｲﾌﾟ</td> <td>※耐水1 (Mﾀｲﾌﾟ) ※耐水2 (Pﾀｲﾌﾟ)</td> <td>※RS (研磨板)</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </table> <p>構造用パネル</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>等 級</th> <th>厚 さ</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種 別	施工箇所				・A種					・B種					・C種					樹 種	寸 法	等 級	形 状	含 水 率	施 工 箇 所			・1級 ※2級		※A種 ・B種		樹 種	寸 法	等 級	形 状	含 水 率	施 工 箇 所			・上小節 ・小節		※A種 ・B種		樹 種	寸 法	等 級	形 状	含 水 率	施 工 箇 所			・特等 ※1等 ・2等		・A種 ・B種 ※10%以下		樹 種	寸 法	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含 水 率	施 工 箇 所			造作材の場合 ※A種 ・B種	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種		樹 種	寸 法	見付け材面の等級	施 工 箇 所			※1等 ・2等		樹 種	寸 法	見付け材面の等級	施 工 箇 所			※1等 ・2等		樹 種	寸 法	見付け材面の等級	施 工 箇 所			・1等 ・2等		樹 種	寸 法	見付け材面の等級	含 水 率	施 工 箇 所				※A種 ・B種		樹 種	寸 法	見付け材面の等級	化粧薄板の厚さ	含 水 率	施 工 箇 所					※A種 ・B種		樹 種	寸 法	見付け材面の等級	化粧薄板の厚さ	含 水 率	施 工 箇 所					※A種 ・B種		厚 さ	表面の品質	防虫処理	施 工 箇 所			・適用する ・適用しない		厚 さ	表面の品質	防虫処理	含 水 率	施 工 箇 所			・適用する ・適用しない	※1.4%以下 ・		厚 さ	樹 種	接着の程度	板面の品質	防虫処理	施 工 箇 所	※5.5mm以上		※1類 ・2類	※広葉樹2等以上 ※針葉樹C-D以上	・適用する ・適用しない		等 級	樹 種	接着の程度	板面の品質	厚 さ	防虫処理	施 工 箇 所	※1級 ※2級		※特類 ※1類	※C-D以上	※12mm ・	・適用する ・適用しない		曲げ区分	耐水性区分	表面及び裏面の状態	厚 さ	施 工 箇 所	※18ﾀｲﾌﾟ ※30-15ﾀｲﾌﾟ	※耐水1 (Mﾀｲﾌﾟ) ※耐水2 (Pﾀｲﾌﾟ)	※RS (研磨板)	・		等 級	厚 さ	施 工 箇 所				<p>6. 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)</p> <p>薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>保 存 処 理 性 能 区 分</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・K2 ・K3 ・K4 ・K2 ・K3 ・K4</td> </tr> </table> <p>薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理を行う。</p> <p>薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>処 理 方 法</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※公仕仕12.3.1(3)による。</td> </tr> </table> <p>防虫処理</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>保 存 処 理 性 能 区 分</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・K1 ・K2 ・K3 ・K4 ・K1 ・K2 ・K3 ・K4</td> </tr> </table> <p>防虫処理</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>樹 種</th> </tr> <tr> <td>間仕切軸組 床組</td> <td>※杉 ※松 ※杉 ※松</td> </tr> </table> <p>7. 内部間仕切軸組及び床組 (12.4.1)</p> <p>8. 窓、出入口その他の木材 (12.5.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>樹 種</th> </tr> <tr> <td>吊元柱、水掛りの下枠、敷居 上記以外</td> <td>※ひのき ※杉 ※松</td> </tr> </table> <p>9. 床板 (12.6.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>樹 種</th> </tr> <tr> <td>線甲板、上がりがまち</td> <td>※ひのき</td> </tr> </table> <p>⑩ 壁及び天井下地 (12.7.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>樹 種</th> </tr> <tr> <td>壁下地、天井下地</td> <td>※杉 ※松</td> </tr> </table>	施 工 箇 所	保 存 処 理 性 能 区 分		・K2 ・K3 ・K4 ・K2 ・K3 ・K4	施 工 箇 所	処 理 方 法		※公仕仕12.3.1(3)による。	施 工 箇 所	保 存 処 理 性 能 区 分		・K1 ・K2 ・K3 ・K4 ・K1 ・K2 ・K3 ・K4	施 工 箇 所	樹 種	間仕切軸組 床組	※杉 ※松 ※杉 ※松	施 工 箇 所	樹 種	吊元柱、水掛りの下枠、敷居 上記以外	※ひのき ※杉 ※松	施 工 箇 所	樹 種	線甲板、上がりがまち	※ひのき	施 工 箇 所	樹 種	壁下地、天井下地	※杉 ※松	⑭	金 属 工 事	<p>1. あと施工アンカー (14.1.3)</p> <p>2. ステンレス表面処理 (14.2.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 類</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td>※HL仕上げ ・NO.2B仕上げ ・鏡面仕上げ</td> <td>・図示 ・ ・図示</td> </tr> </table> <p>3. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 別</th> <th>塗膜又は複合皮膜の種類</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>色 合 い</th> </tr> <tr> <td>・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種</td> <td>※AA15 ※AA15 ※AA6 ※AA6 ※A2 ※B ※B ※B ※B ※B</td> <td>・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示</td> <td>・シルバー ・ブロンズ ・ブラウン ・ブラック ・ステンカラー</td> </tr> </table> <p>陽極酸化被膜の着色方法 ※二次電解着色 ・三次電解着色</p> <p>4. 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 別</th> <th>表面処理方法</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td>・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種</td> <td>溶融亜鉛めっき 溶融亜鉛めっき 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 電気亜鉛めっき</td> <td></td> </tr> </table> <p>⑤ 軽量鉄骨天井下地 (14.4.2) (表14.4.1)</p> <p>(14.4.3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>部 位</th> <th colspan="2">種 類</th> </tr> <tr> <td>屋 内</td> <td>※19形</td> <td>・25形</td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>・19形</td> <td>※25形</td> </tr> </table> <p>形状及び寸法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>部 位</th> <th>野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔</th> <th>周辺部の端からの寸法</th> <th>野縁の間隔</th> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋 内</td> <td>・900程度</td> <td>・150以内</td> <td>・300程度</td> </tr> </table> <p>開口部の補強 野縁又は野縁受けを切断する場合 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合</p> <p>天井のふところが大きい場合の補強</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th> <th>ふところが1.5m以上の場合</th> <th>ふところが3mを超える場合</th> </tr> <tr> <td>水平補強</td> <td>※縦横方向に間隔1.8m程度</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>斜め補強</td> <td>※縦横方向に間隔3.6m程度</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>耐震性を考慮した補強方法</p> <p>屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強方法</p> <p>6. 軽量鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 類</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> <tr> <td>・50形 ・65形 ・90形 ・100形</td> <td></td> </tr> </table> <p>7. 金属成形板張り (14.6.2) (14.6.3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 別</th> <th>表面処理</th> <th>取付用下地</th> <th>伸縮調整継手</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>※公仕仕14.4による</td> <td>・設ける ・設けない</td> </tr> </table> <p>8. アルミニウム製笠木 (14.7.2) (表14.7.1)</p> <p>構成部材による種類 ・250形 ・300形 ・350形 表面処理</p> <p>9. 手すり及びタラップ (14.8.2) (14.8.3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">手すり</th> <th colspan="2">材料の種類</th> <th colspan="2">表面処理の種類</th> </tr> <tr> <td>・ステンレス ・鋼製</td> <td>・HL程度 ・</td> <td>・NO.2B程度 ・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <th>タラップ</th> <td>・ステンレス ・鋼製</td> <td>・HL程度 ・</td> <td>・NO.2B程度 ・</td> <td>・溶融亜鉛めっき C種</td> </tr> </table>	種 類	施 工 箇 所	※HL仕上げ ・NO.2B仕上げ ・鏡面仕上げ	・図示 ・ ・図示	種 別	塗膜又は複合皮膜の種類	施 工 箇 所	色 合 い	・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種	※AA15 ※AA15 ※AA6 ※AA6 ※A2 ※B ※B ※B ※B ※B	・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示	・シルバー ・ブロンズ ・ブラウン ・ブラック ・ステンカラー	種 別	表面処理方法	施 工 箇 所	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種	溶融亜鉛めっき 溶融亜鉛めっき 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 電気亜鉛めっき		部 位	種 類		屋 内	※19形	・25形	屋 外	・19形	※25形	部 位	野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	周辺部の端からの寸法	野縁の間隔	屋 外	・	・	・	屋 内	・900程度	・150以内	・300程度		ふところが1.5m以上の場合	ふところが3mを超える場合	水平補強	※縦横方向に間隔1.8m程度	・	斜め補強	※縦横方向に間隔3.6m程度	・	種 類	施 工 箇 所	・50形 ・65形 ・90形 ・100形		種 別	表面処理	取付用下地	伸縮調整継手	・	・	※公仕仕14.4による	・設ける ・設けない	手すり	材料の種類		表面処理の種類		・ステンレス ・鋼製	・HL程度 ・	・NO.2B程度 ・	・	タラップ	・ステンレス ・鋼製	・HL程度 ・	・NO.2B程度 ・	・溶融亜鉛めっき C種
種 別	施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
樹 種	寸 法	等 級	形 状	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		・1級 ※2級		※A種 ・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
樹 種	寸 法	等 級	形 状	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		・上小節 ・小節		※A種 ・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
樹 種	寸 法	等 級	形 状	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		・特等 ※1等 ・2等		・A種 ・B種 ※10%以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
樹 種	寸 法	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		造作材の場合 ※A種 ・B種	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
樹 種	寸 法	見付け材面の等級	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		※1等 ・2等																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
樹 種	寸 法	見付け材面の等級	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		※1等 ・2等																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
樹 種	寸 法	見付け材面の等級	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		・1等 ・2等																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
樹 種	寸 法	見付け材面の等級	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			※A種 ・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
樹 種	寸 法	見付け材面の等級	化粧薄板の厚さ	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				※A種 ・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
樹 種	寸 法	見付け材面の等級	化粧薄板の厚さ	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				※A種 ・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
厚 さ	表面の品質	防虫処理	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		・適用する ・適用しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
厚 さ	表面の品質	防虫処理	含 水 率	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		・適用する ・適用しない	※1.4%以下 ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
厚 さ	樹 種	接着の程度	板面の品質	防虫処理	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
※5.5mm以上		※1類 ・2類	※広葉樹2等以上 ※針葉樹C-D以上	・適用する ・適用しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
等 級	樹 種	接着の程度	板面の品質	厚 さ	防虫処理	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
※1級 ※2級		※特類 ※1類	※C-D以上	※12mm ・	・適用する ・適用しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
曲げ区分	耐水性区分	表面及び裏面の状態	厚 さ	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
※18ﾀｲﾌﾟ ※30-15ﾀｲﾌﾟ	※耐水1 (Mﾀｲﾌﾟ) ※耐水2 (Pﾀｲﾌﾟ)	※RS (研磨板)	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
等 級	厚 さ	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
施 工 箇 所	保 存 処 理 性 能 区 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	・K2 ・K3 ・K4 ・K2 ・K3 ・K4																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施 工 箇 所	処 理 方 法																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	※公仕仕12.3.1(3)による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施 工 箇 所	保 存 処 理 性 能 区 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	・K1 ・K2 ・K3 ・K4 ・K1 ・K2 ・K3 ・K4																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施 工 箇 所	樹 種																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
間仕切軸組 床組	※杉 ※松 ※杉 ※松																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施 工 箇 所	樹 種																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
吊元柱、水掛りの下枠、敷居 上記以外	※ひのき ※杉 ※松																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施 工 箇 所	樹 種																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
線甲板、上がりがまち	※ひのき																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施 工 箇 所	樹 種																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
壁下地、天井下地	※杉 ※松																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
種 類	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※HL仕上げ ・NO.2B仕上げ ・鏡面仕上げ	・図示 ・ ・図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
種 別	塗膜又は複合皮膜の種類	施 工 箇 所	色 合 い																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種	※AA15 ※AA15 ※AA6 ※AA6 ※A2 ※B ※B ※B ※B ※B	・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示	・シルバー ・ブロンズ ・ブラウン ・ブラック ・ステンカラー																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種 別	表面処理方法	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種	溶融亜鉛めっき 溶融亜鉛めっき 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 電気亜鉛めっき																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
部 位	種 類																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
屋 内	※19形	・25形																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋 外	・19形	※25形																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
部 位	野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	周辺部の端からの寸法	野縁の間隔																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
屋 外	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
屋 内	・900程度	・150以内	・300程度																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ふところが1.5m以上の場合	ふところが3mを超える場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
水平補強	※縦横方向に間隔1.8m程度	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
斜め補強	※縦横方向に間隔3.6m程度	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
種 類	施 工 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・50形 ・65形 ・90形 ・100形																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
種 別	表面処理	取付用下地	伸縮調整継手																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・	・	※公仕仕14.4による	・設ける ・設けない																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
手すり	材料の種類		表面処理の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	・ステンレス ・鋼製	・HL程度 ・	・NO.2B程度 ・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
タラップ	・ステンレス ・鋼製	・HL程度 ・	・NO.2B程度 ・	・溶融亜鉛めっき C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																						



⑬ 内 装 工 事	6. 畳敷き (19.6.2)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (D種の場合の畳床 (・KT-I・KT-II・KT-III・KT-K・KT-N))	※天井及び壁に使用する材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。				
	7. せっこうボードその他ボード及び合板張り (19.7.2)	せっこうボードその他ボード類					
		規格番号	種類	記号	厚さ(mm)	規格等	
		JIS A 5404	・硬質木毛セメント板 ・中質木毛セメント板 ・普通木毛セメント板 ・硬質木片セメント板 ・普通木片セメント板	HW MW NW HF NF	・15・20・25 ・15・20・25 ・15・20・25 ・12・15・18 ・30		
		JIS A 5430	○けい酸カルシウム板 (タイプ2)	0.8FK 1.0FK	・6・8		
		JIS A 5905	・インシュレーションファイバ"ボード" ・ミディアムファイバ"ボード" ・ハードボード	IB MDF HB	・9・12・15 ・7・9・12 ・3.5・5・7		
		JIS A 5908	・単板張りハ"ファイバ"ボード ・化粧ハ"ファイバ"ボード	VS DV	・12・15・18 ・10・12		
		JIS A 6301	・グラスウール吸音ボード	GW-B	・32K		
		JIS A 6901	・せっこうボード ○シーリングせっこうボード ・強化せっこうボード ・化粧せっこうボード	GB-R GB-S GB-F GB-D	・9.5・12.5 ○9.5 ○12.5 ・12.5・15 ・9.5・12.5		
		(19.7.3)	普通合板において、屋内の湿潤状態となる場所に使用する場合は接着の程度を1類とする				
	(19.7.3)	軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材 ・アクリル系シーリング材 ・ウレタン系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド					
	(19.7.3)	せっこうボードの目地工法 ・継目処理工法 ○突付け工法 ・目透し工法					
	(19.7.2)	合板類					
		種類	表板の樹種名	板面の品質	厚さ(mm)	接着	防虫処理
		・普通合板	・生地のまま ・透明塗料塗りの場合 ラワン程度 ・不透明塗料の場合 しな程度			・1類 ・2類	・行う ・行わない
		種類	化粧板の樹種名		厚さ(mm)	接着	防虫処理
		・天然木 化粧合板				・1類 ・2類	・行う ・行わない
		種類	化粧加工の方法	表面性能	厚さ(mm)	接着	防虫処理
		・特殊加工 化粧合板	・オーバーレイ ・プリント ・塗装			・1類 ・2類	・行う ・行わない
	(19.7.3)	合板類の張付け工法	・A種	※B種			
	8. 壁紙張り (19.8.2)	※天井及び壁に使用する材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。					
		壁紙					
		施工箇所	種類	防火種別			
		※図示による	・紙 ・繊維 ・無機質	※プラスチック ・不燃 ○準不燃			
			・紙 ・繊維 ・無機質	※プラスチック ・不燃 ・準不燃			
			・紙 ・繊維 ・無機質	※プラスチック ・不燃 ・準不燃			
	(19.8.3)	素地ごしらえ					
		下地	種類				
		モルタル・プラスター面	・A種	※B種			
		コンクリート・ALC面	・A種	※B種			
		せっこうボード面	・A種	※B種			
	9. 断熱・防露 (19.9.2)	断熱材打込み工法					
		種類	厚さ(mm)	施工箇所			
		・発泡プラスチック断熱材	・25	※図示による			
	(19.9.3)	断熱材現場発泡工法					
		種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所		
		・吹付け硬質ウレタンフォーム	※A種1 ・A種1H ・B種1	・20	※図示による		
	(19.9.4)	断熱材あと張り工法 (S1工法等)					
		種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所		
		・ヒート"法"リシレンフォーム断熱材	—	・25	※図示による		
		※押出法"法"リシレンフォーム断熱材 (※3層なし)	※3種b	・25	※図示による		
		・A種硬質ウレタンフォーム断熱材	—	・25	※図示による		
		・フェノールフォーム断熱材 (3種2号を除く)	—	・25	※図示による		
		※押出法"法"リシレンフォーム断熱材 (※3層なし) 3種bの裏打ち合板、裏打ちせっこうボード、単体張りの範囲は図示による					
	10. 発泡プラスチック系床下地張り工法 (19.10.1)	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	施工箇所		
		発泡 (基準階タイプ)	※600×900	・	※図示による		
		発泡 (1階タイプ)	※600×900	・	※図示による		
		発泡 (和室タイプ)	※600×900	・	※図示による		
		※現場搬入時、パネル5枚抽出して質量を測定し、平均値が製造所の定める質量下限値以上であることを確認する					
		※下貼り合板の厚さ(mm)	・12				
	11. 乾式遮音二重床下地張り工法 (19.11.1)	種類	パーティクルボードの厚さ(mm)	下張り合板の厚さ(mm)	施工箇所		
		乾式 (基準階タイプ)	・20・25	・5.5・12	※図示による		
		乾式 (1階タイプ)	・20・25	・5.5・12	※図示による		
		※現場搬入時、パネル5枚抽出して質量を測定し、平均値が製造所の定める質量下限値以上であることを確認する					

⑭ 内 装 工 事	12. 内装プレハブ工法 (19.12.2)	種類	樹種						
		製材	・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 ・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材 ・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 ・「製材の日本農林規格」以外の製材 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 ・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材 ・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材 ・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材 ・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材 ・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 ・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 ・普通合板 ・構造用合板	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
		化粧合板	・天然木化粧合板 ・特殊加工化粧合板	・ ・					
		せっこうボードその他ボード類							
		規格番号	種類	記号	厚さ(mm)	規格等			
		JIS A 5430	・けい酸カルシウム板 (タイプ2)	0.8FK 1.0FK	・6・8				
		JIS A 6901	・せっこうボード ・シーリングせっこうボード ・強化せっこうボード ・化粧せっこうボード	GB-R GB-S GB-F GB-D	・9.5・12.5 ・9.5・12.5 ・12.5・15 ・9.5・12.5				
			鋼板の表面処理	※電気亜鉛めっき2種3級					
		1. フリーアクセスフロア (20.2.2)	構法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
			・パネル構法 ・溝工法	・500	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・0.6以上 ・1.2以上	・
	2. 可動間仕切 (20.2.3)	構造形式	構成基材	遮音性 db/500Hz	表面仕上げ				
		スタッド式 スタッドパネル式 パネル式	・アルミニウム合金 ・スチール	・28 ・36	・メラミン樹脂焼付 ・アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り				
	3. 移動間仕切 (20.2.4)	操作方法	パネル表面材の材質	遮音性 db/500Hz	表面仕上げ				
		・手動式 ・電動式	・ハンドル式 ・ワンタッチ式	・28 ・36	・メラミン樹脂焼付 ・アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り				
	4. トイレブース (20.2.5)	パネル表面材	脚部						
		・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・						
	5. 階段滑り止め (20.2.6)	材種	形状	厚さ(mm)	取付け工法				
		・ステンレス製 (SUS304)	・	・35	※接着工法 ・埋込み工法				
	6. 黒板及びホワイトボード (20.2.10)	種別	区分	種類	備考				
		黒板	※焼付	・鋼製黒板 ・ほうろう黒板	・アルミニウム製枠 ・チョーク溝 ・チョーク入れ ・チョーク粉入れ				
		ホワイトボード	—	※ほうろう白板	・アルミニウム製枠 ・マーキングペン受け				
	7. 鏡 (20.2.9)	縁なしの防湿性を有するものとする							
		厚さ(mm)	※5						
	8. 表示 (20.2.10)	種別	形状寸法	材質	備考				
		・衝突防止表示 ・非常用出入口 ・室名札 ・ピクトグラフ ・案内板	・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示	・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示	・ ・消防法適合品				
	9. 煙突ライニング (20.2.11)	安全使用温度 (°C)							
		上 限							
		下 限							
	10. ブラインド (20.2.12)	形式	操作方法						
		・横型 ・縦型	・手動式 ・電動式						
	11. ロールスクリーン (20.2.13)	操作方式	幅 (mm)	高さ (mm)					
		・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・図示による ・図示による ・図示による	・図示による ・図示による ・図示による					

⑮ ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 の 工 事	12. カーテン及びカーテンレール (20.2.14)	カーテン				
		形式	開閉操作			
		・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け ・手引き ・ひも引き ・電動			
		カーテンレール				
		形式	材質	形状		
		・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け ・ステンレス製 ・アルミニウム製	・角型 ・C型		
		13. 浴室ユニット (20.2.15)	浴室ユニットの品質及び性能 ※優良住宅部品 (B1部品) ○その他 ( 図示 ) 種類、形状、寸法、材質等は図示による。	・機材の品質・性能基準		
		14. キッチンキャビネット (20.2.16)	キッチンキャビネットの品質及び性能 ※優良住宅部品 (B1部品) ○その他 ( 図示 ) 種類、材質、付属部品等は図示による。	・機材の品質・性能基準		
		15. 郵便受箱 (20.2.17)	郵便受箱の品質及び性能 ※優良住宅部品 (B1部品) ○その他 ( 図示 ) 形状、寸法、材質等は図示による。	・機材の品質・性能基準		
		16. 手すりユニット (20.2.18)	手すりユニットの品質及び性能 ※優良住宅部品 (B1部品) ○その他 ( 図示 ) 形状、寸法、材質等は図示による。	・機材の品質・性能基準		
		種類	材質	形状	寸法等(mm)	
		・廊下用	・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・スチール製	・手すり子タイプ ・目隠しタイプ ・図示による	・図示による	
		・バルコニー用	・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・スチール製	・手すり子タイプ ・目隠しタイプ ・図示による	・図示による	
	17. 補助手すり (20.2.19)	補助手すりの品質及び性能 ※優良住宅部品 (B1部品) ○その他 ( 図示 ) 形状、寸法、材質等は図示による。	・機材の品質・性能基準			
	18. 宅配ボックス装置 (20.2.20)	宅配ボックスの品質及び性能 ※優良住宅部品 (B1部品) ○その他 ( 図示 ) 形状、寸法、材質等は図示による。	・機材の品質・性能基準			





長野県松本市双葉10

南松本駅



4	0	3	9	3	0	2	9	2	0	1	9	1	0	9
3	8	3	7	2	8	2	7	1	8	1	7	8	7	7
3	6	3	5	2	6	2	5	1	6	1	5	6	5	5
3	4	3	3	2	4	2	3	1	4	1	3	4	3	3
3	2	3	1	2	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1

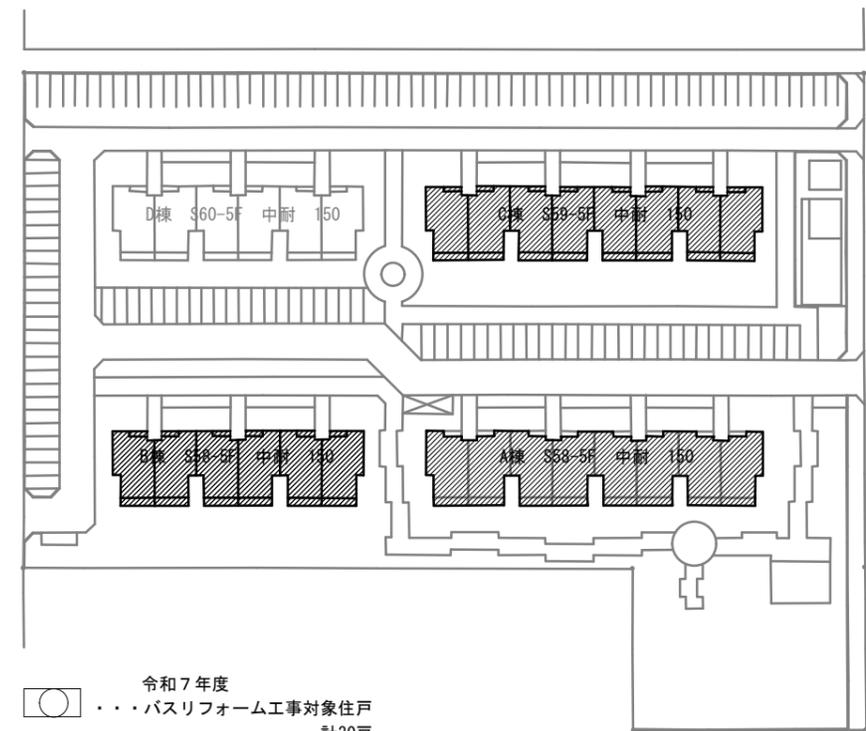
A棟 対象住戸 4戸

3	0	2	9	2	0	1	9	1	0	9
2	8	2	8	1	8	1	8	1	7	8
2	6	2	5	1	6	1	5	6	5	5
2	4	2	4	1	4	1	3	4	3	3
2	2	2	1	2	1	1	2	1	1	1

B棟 対象住戸 13戸

4	0	3	9	3	0	2	9	2	0	1	9	1	0	9
3	8	3	7	2	8	2	7	1	8	1	7	8	7	7
3	6	3	5	2	6	2	5	1	6	1	5	6	5	5
3	4	3	3	2	4	2	3	1	4	1	3	4	3	3
3	2	3	1	2	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1

C棟 対象住戸 13戸



- 令和7年度  
...バスマフォーム工事対象住戸  
計30戸
- ⊗ ...改修済み住戸
- ...空き住戸

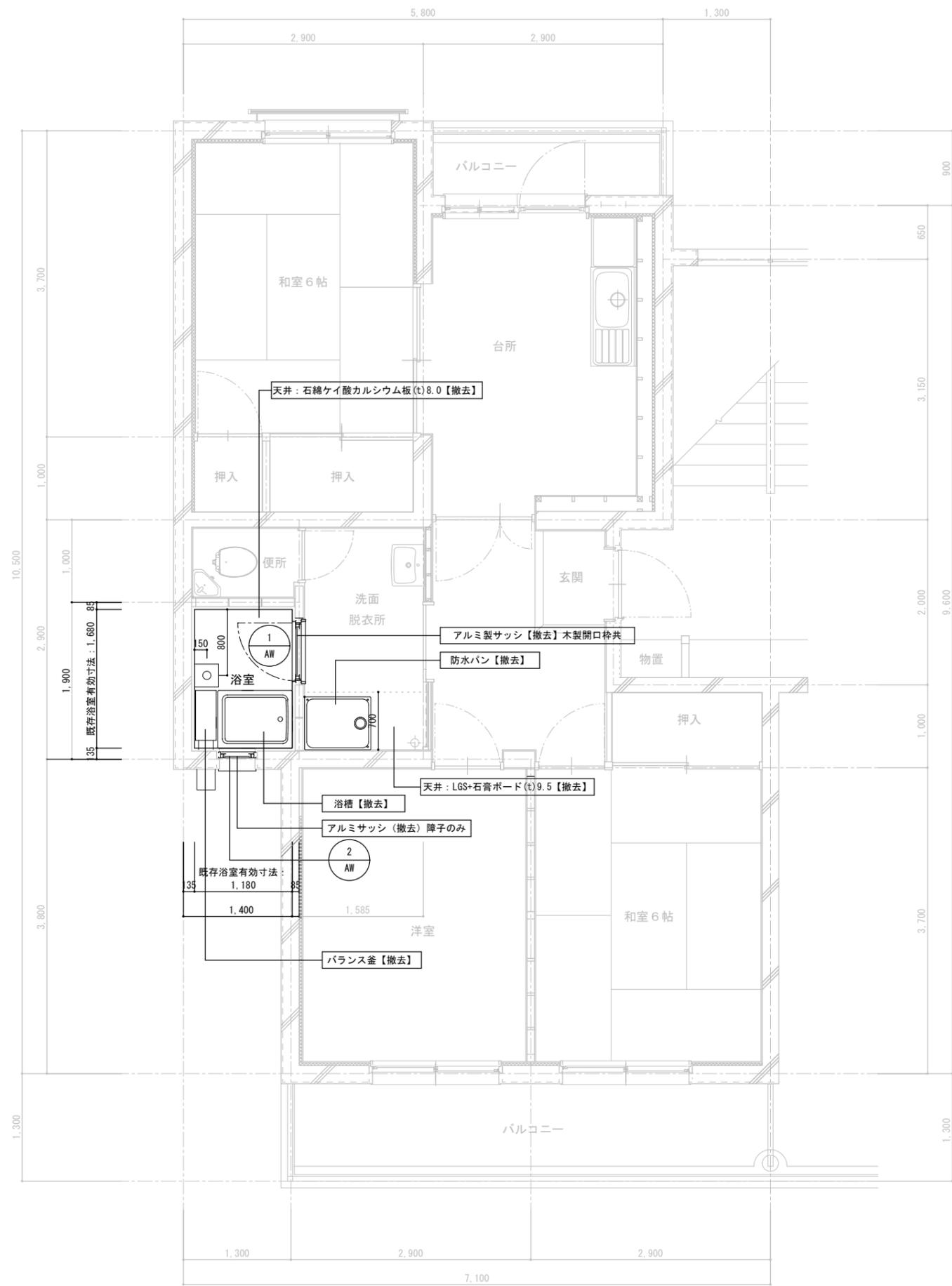


内部仕上表

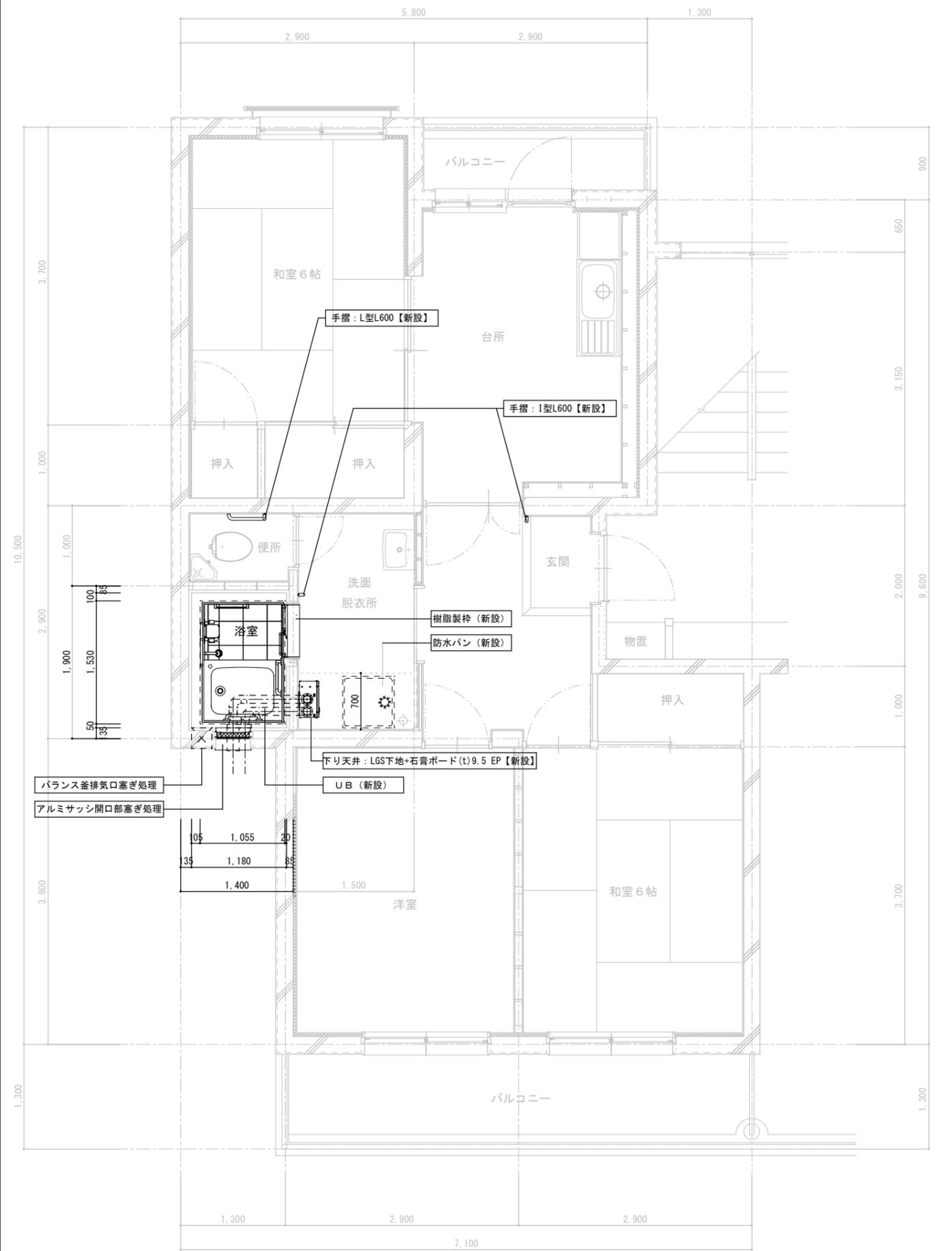
室名	下地	床	巾木	H	下地	腰壁	H	下地	壁	廻縁	下地	天井	CH	室名
玄関	RC	モルタル金ゴテ仕上	モルタル金ゴテ仕上	88	RC	石膏プaster塗		RC	石膏プaster塗	塩ビ製	LG	石膏ボード(t)9.5 AEP	2150	玄関
ホール	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、クッションフロア(t)1.8	木製 OS	60	RC W	石膏プaster塗 ラスボード(t)7.0下地の上、石膏プaster塗		RC W	石膏プaster塗 ラスボード(t)7.0下地の上、石膏プaster塗	塩ビ製 一部、木製	LG	石膏ボード(t)9.5 AEP	2150	ホール
D K	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、クッションフロア(t)1.8	塩ビ成型巾木	60	RC W	石膏プaster塗 ラスボード(t)7.0下地の上、石膏プaster塗		RC W	石膏プaster塗 ラスボード(t)7.0下地の上、石膏プaster塗	塩ビ製	RC LG	パーライト吹付 石膏ボード(t)9.5の上、パーライト吹付 ※最上階 一部、フレキシブルボード(t)4.0 AEP ※最上階	2411 (2400)	D K
和室(1)	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、化学タタミ(t)55	タタミ寄せ	—	RC	石膏プaster塗		RC W	石膏プaster塗 ラスボード(t)7.0下地の上、石膏プaster塗	塩ビ製	RC LG	パーライト吹付 石膏ボード(t)9.5の上、パーライト吹付 ※最上階	2391 (2400)	和室(1)
和室(2)	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、化学タタミ(t)55	タタミ寄せ	—	RC	石膏プaster塗		RC W	石膏プaster塗 ラスボード(t)7.0下地の上、石膏プaster塗	塩ビ製 一部、木製	RC LG	パーライト吹付 石膏ボード(t)9.5の上、パーライト吹付 ※最上階	2391 (2400)	和室(2)
洋室	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、クッションフロア(t)1.8	木製 OS	60	RC	石膏プaster塗		RC	石膏プaster塗	塩ビ製 一部、木製	RC LG	パーライト吹付 石膏ボード(t)9.5の上、パーライト吹付 ※最上階	2411 (2400)	洋室
洗面・脱衣所	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、クッションフロア(t)1.8	木製 OS	60	RC CB W	石膏プaster塗【既存】 耐水石膏ボード(t)12.5 EP【新設】		RC CB W	石膏プaster塗【既存】 耐水石膏ボード(t)12.5 EP【新設】	塩ビ製 一部、木製	LG	石膏ボード(t)9.5 AEP【既存】 耐水石膏ボード(t)9.5 EP【新設】	2150	洗面・脱衣所
浴室	RC	アスファルト防水+押えコンクリートの上、防水モルタル金ゴテ仕上	防水モルタル金ゴテ仕上	—	RC CB	アスファルト防水(浴室防水)の上、 メタルラス+防水モルタル金ゴテ仕上 AEP	1,000	RC CB	防水モルタル金ゴテ仕上 AEP	塩ビ製	LG 【撤去】	石綿ケイ酸カルシウム板(t)8.0 AEP【撤去】	2100	浴室
便所	RC	パーライトコンクリート金ゴテ押えの上、クッションフロア(t)1.8	塩ビ成型巾木	60	RC CB	石膏プaster塗		RC CB	石膏プaster塗	塩ビ製	RC LG	合板パネルコンクリート打放の上 パーライト吹付 石膏ボード(t)9.5の上、パーライト吹付	2366 2400	便所
押入	RC	ラワン合板(t)5.5	雑巾摺	—	W	ラワン合板(t)4.0		W	ラワン合板(t)4.0	木製	LG	ラワン合板(t)4.0(最上階 点検口代用)		押入
UB【新設】		UB詳細図参照				UB詳細図参照			UB詳細図参照			UB詳細図参照		UB【新設】

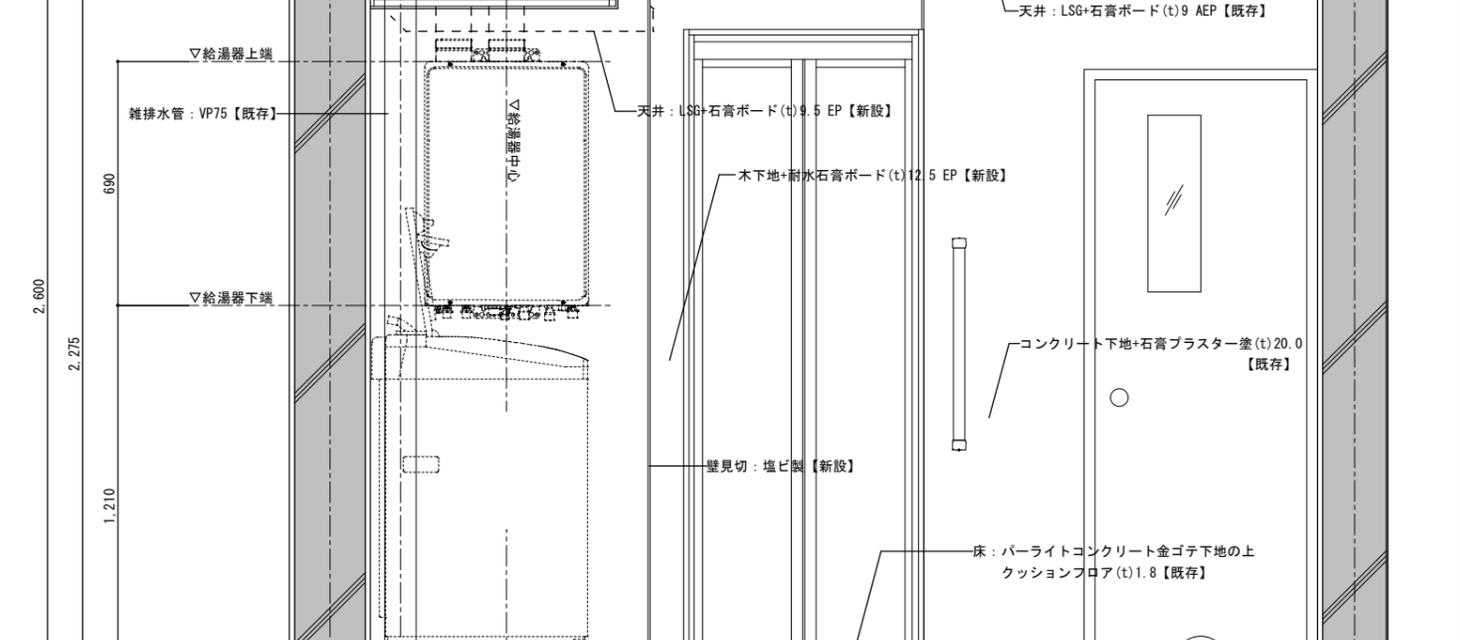
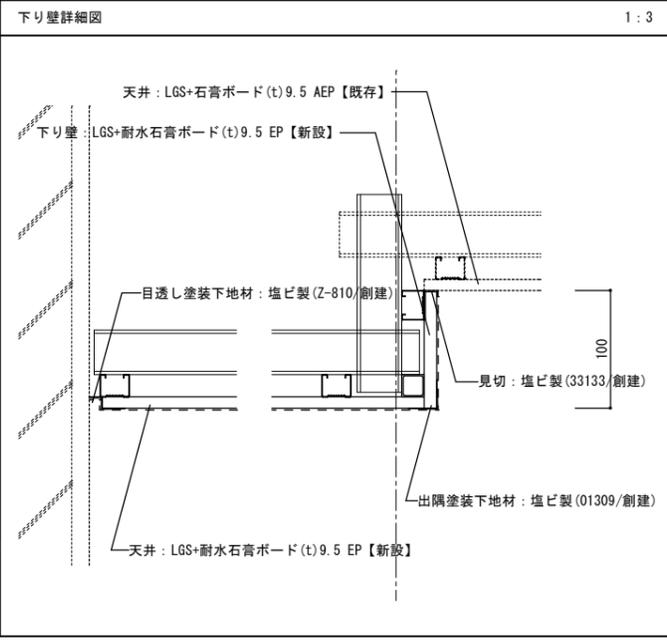
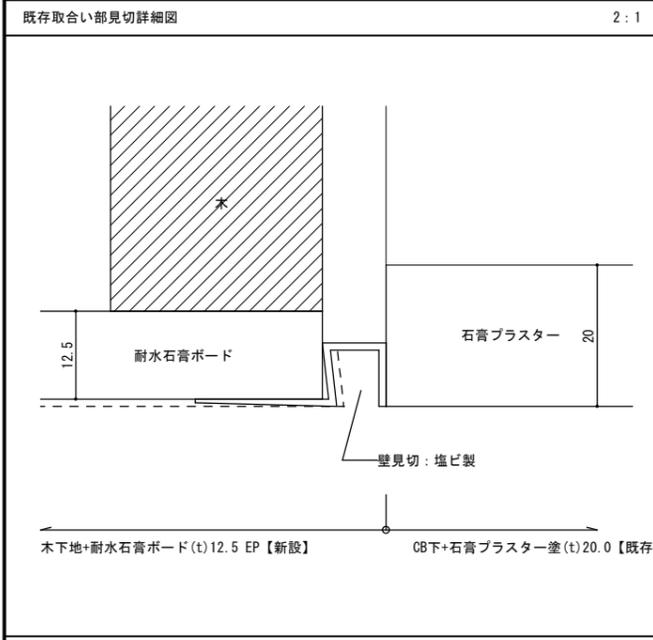
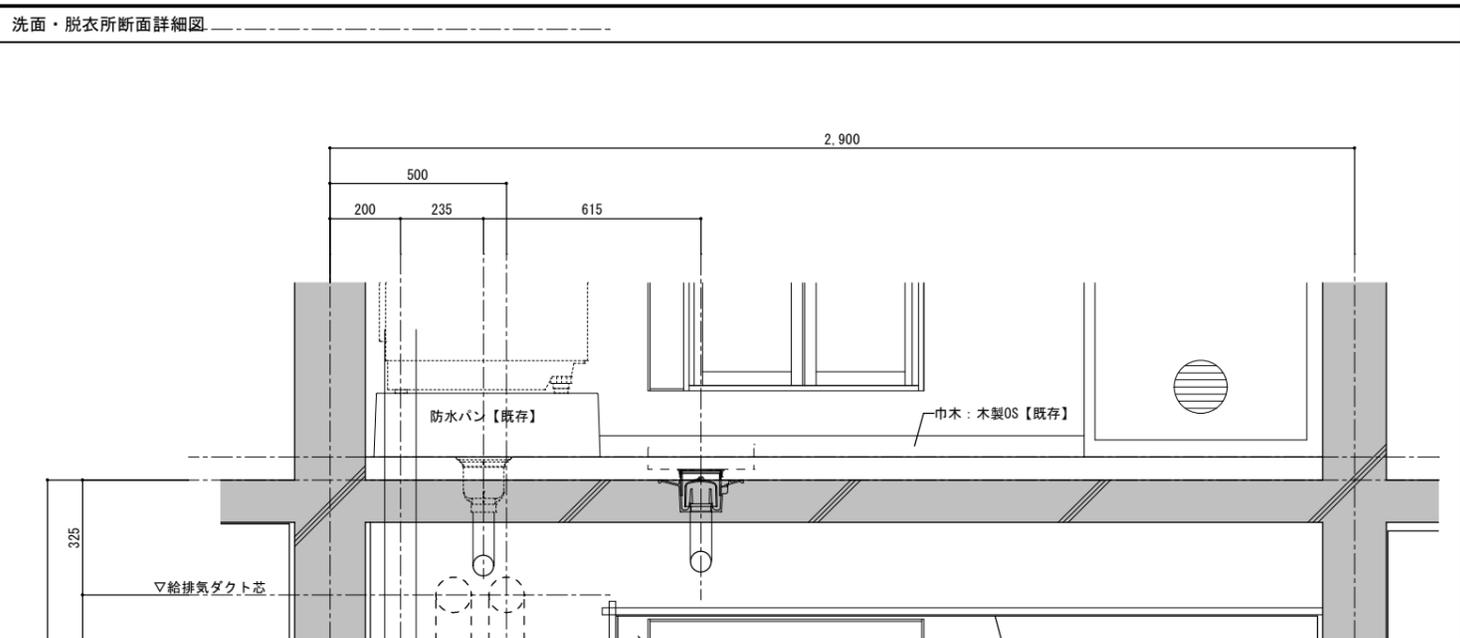
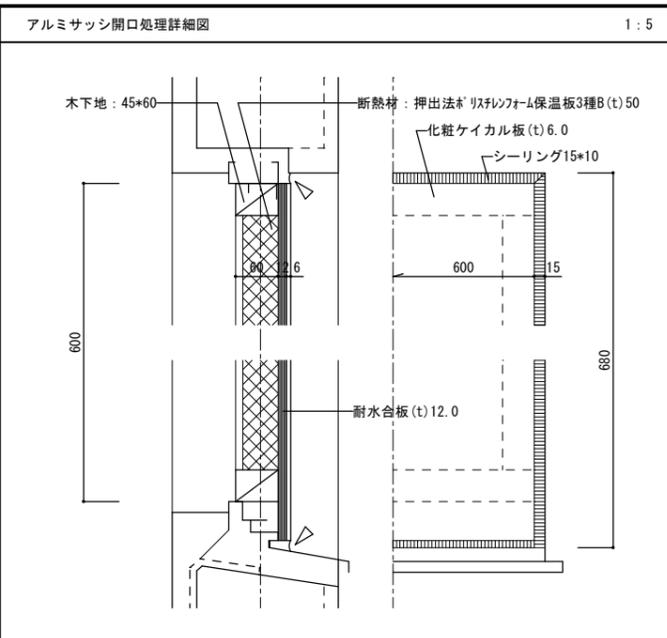
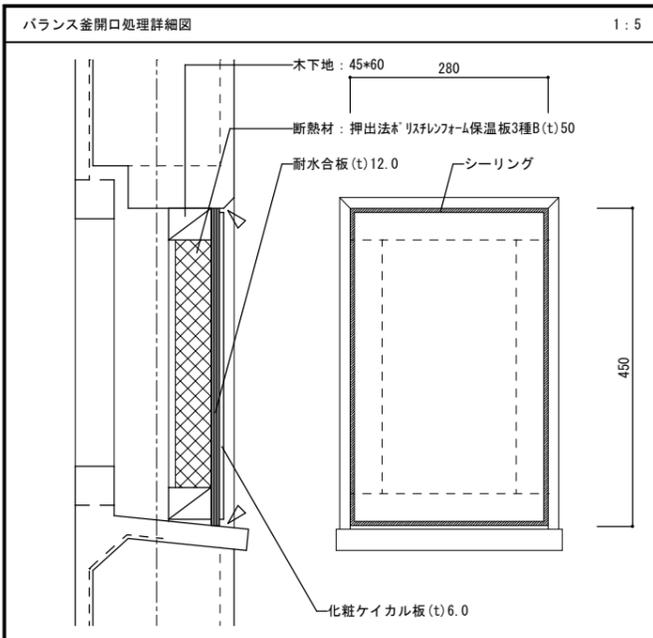


改修前 (150タイプ)

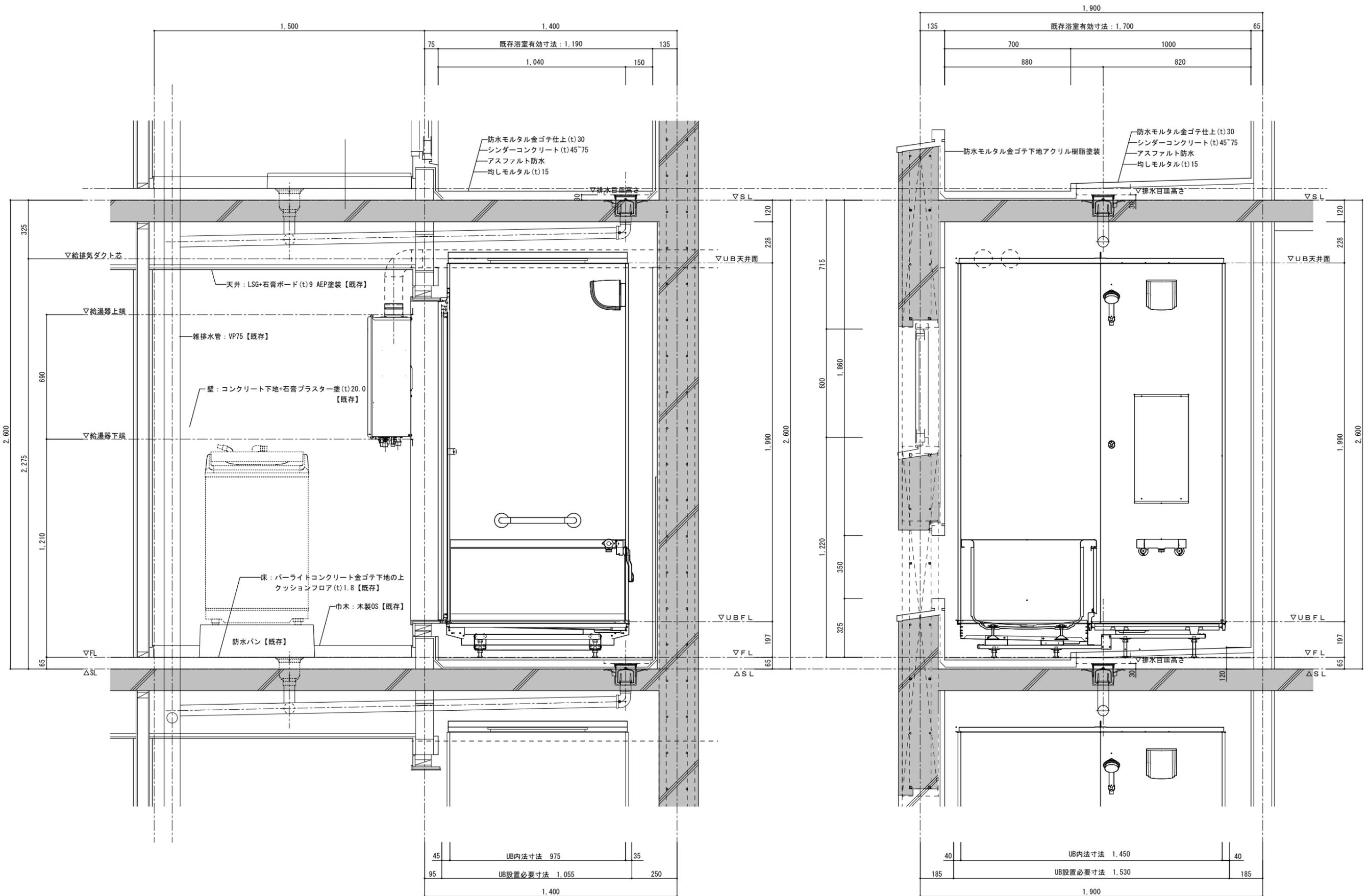


改修後 (150タイプ)

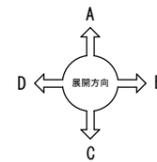
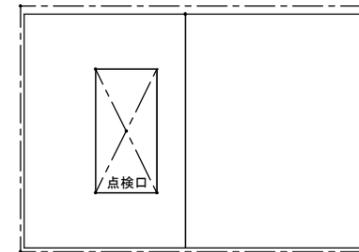
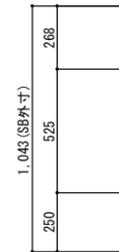
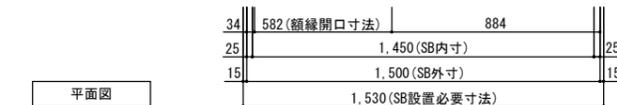
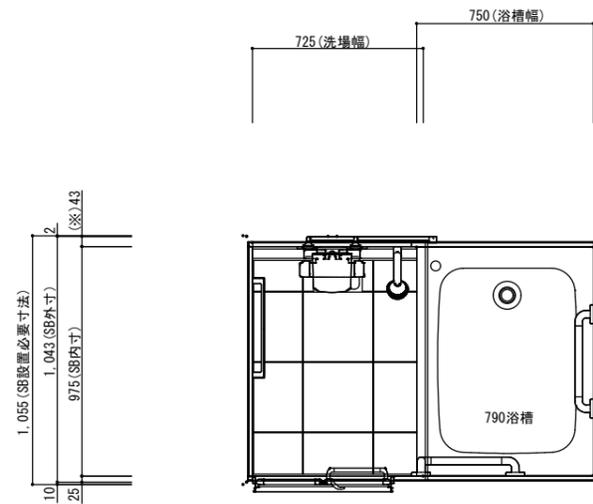




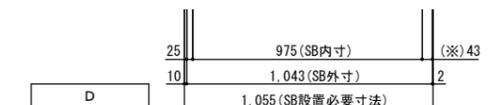
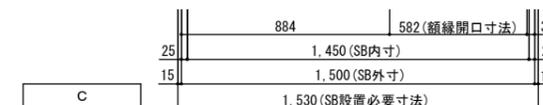
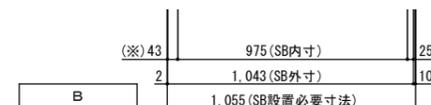
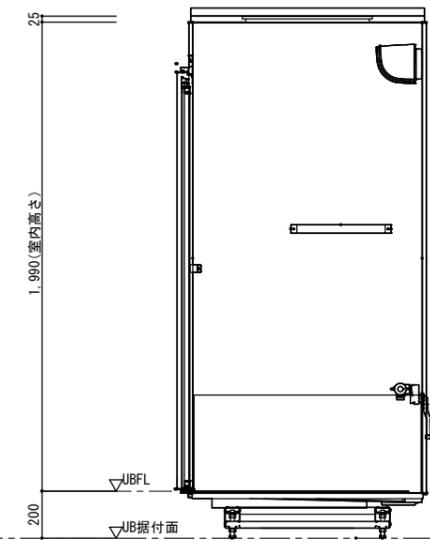
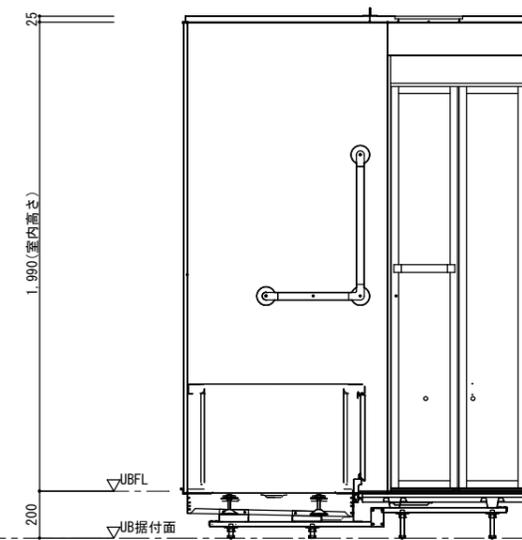
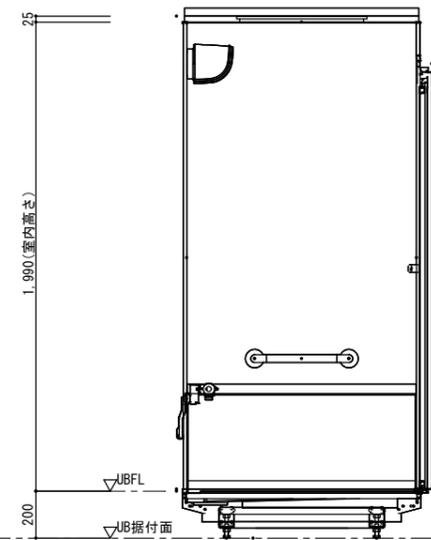
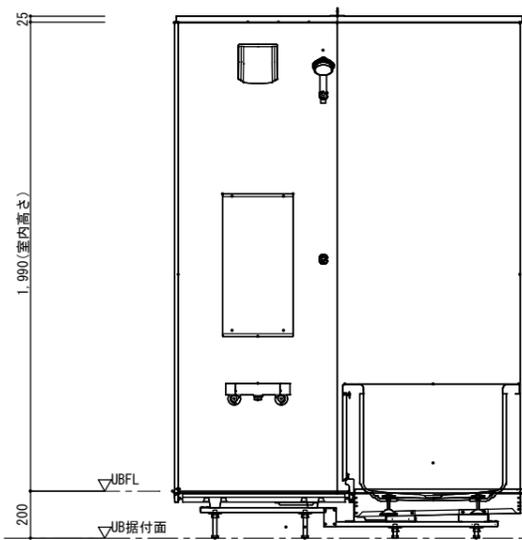
記号及び負数	① AW	1	② AW	1
使用場所	浴室	撤去	浴室	障子のみ撤去
形状・寸法				
種類	アルミ製片開き戸		アルミ製内倒し窓 (ｶﾞﾗｯﾌﾟ)	
見込	70		70	
板・ガラス	型板ガラス (t)4.0		型板ガラス (t)4.0	
付属金物	握り玉・丁番・水切り・ドアストッパー		トップラッチ・網戸・水切り	
備考	付属金物一式		付属金物一式	



UB	間口1500×奥行1043 以上
浴室ドア	折戸700以上
浴槽	高断熱浴槽
洗い場用水栓	サーモ水栓
風呂フタ	
天井点検口	
タオル掛け	
樹脂製手摺	L型600×400、I型400 各1箇所
ミラー	



天井伏図





電気設備工事特記仕様書

- I. 工事概要
1. 工事名称 令和7年度県営住宅(松本) 双葉町第2団地バスリフォーム工事
2. 工事場所 長野県 松本市 双葉10
3. 建物概要

Table with 7 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延べ面積(m2), 建築面積(m2), 消防法施行令別表第一の区分, 備考. Row 1: 双葉町第2団地 150タイプ SRC ー ー ー ー 63.50㎡

Table with 2 columns: 工事種目, 備考. Lists various electrical equipment items like 電灯設備, 動力設備, etc.

- 5. 指定部分 ※ 無 ・ 有 (工 期・令和 年 月 日) (対象部分)
6. 概成工期 ※ 無 ・ 有 (工 期・令和 年 月 日)

- II. 工事仕様
1. 共通仕様
1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て「公共住宅建設工事共通仕様書 電気編(最新版)」(以下、「公仕仕(電気編)」という。)によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編 最新版)」(以下「標準図」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(最新版)」による。
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を通する。なお、機械設備工事の特記仕様書は( / ) 図、建築工事の特記仕様書は( / ) 図による。
2. 特記仕様
1) 欄は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
3) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、ともに適用するものとする。
4) 項目又は特記事項に記載の( )内の表示番号は、「公仕仕(電気編)」の該当項目を示す。
5) 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準(公共住宅事業者等連絡協議会)」を示す。
3. 電気方式
1) 電灯設備
幹線 AC 1φ3W 200V / 100V 50Hz (60Hz)
分岐 AC 1φ3W 200V / 100V 50Hz (60Hz)
AC 1φ2W 200V / 100V 50Hz (60Hz)
2) 動力設備
幹線 AC 3φ3W 400V 又 200V 50Hz (60Hz)
分岐 AC 3φ3W 400V 又 200V 50Hz (60Hz)

Main specification table with columns: 編, 項目, 特記事項. Contains detailed technical requirements for construction and safety.

Main specification table with columns: 編, 項目, 特記事項. Contains detailed technical requirements for construction and safety.

Main specification table with columns: 編, 項目, 特記事項. Contains detailed technical requirements for construction and safety.

編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項					
2	1. 電線保護物類 (1.2.6)~(1.2.9)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	2	14 共通事項 (2.1.1)(2.1.10) (2.1.11)	・ 屋外でケーブル相互の接続又は端処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。 ・ 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。	5	1. キュービクル式配電盤 (1.1.3) (1.1.4)	キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。	5	(1.1.7.1) (1.1.7.2) (1.1.8)	燃料油は、( ・ 軽油 (号) ・ 重油 (号) )とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを付ける。 ・ 配管材料 ( )					
2	2. 照明器具 (1.4.1)(1.4.2)	・ 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5kgを超えるダウンライト形器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ポールには、(※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ)を付ける。	(2.1.12)	管路的建物外壁貫通部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	受変電設備工事 (1.1.5)	2. ガスエンジン発電機 (1.2.5) (1.2.6.5) (1.2.7.1)	・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければ無んだん接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを付ける。 2. 制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、壁1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	2. ガスエンジン発電機 (1.2.5) (1.2.6.5) (1.2.7.1)	保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( )							
3	3. 防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.1.13)	・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体： ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(1.1.5)	3. ガスタービン発電機 (1.3.4.2)(1.3.4.5) (1.3.5) (1.3.7.1)	スイッチギヤの形は、( ・ CX形 ・ CW形 ・ PW形)とする。 ・ 導電部の定格電流 ( A ) ・ 導電部の定格短時間耐電流 ( kA )	3. ガスタービン発電機 (1.3.4.2)(1.3.4.5) (1.3.5) (1.3.7.1)	・ 運転時間 ( 時間 ) ・ 排気ガスの排出規制値及び燃焼方式 ( ) 潤滑油系の配管に設ける冷却器は、(※ 空冷式 ・ 水冷式)とする。 保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( ) ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値 ( 以下 ) 燃料ガス (天然ガス都市ガス)は、( ・ 1.3A ・ 1.2A)とする。							
4	4. 分電盤 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3) (1.7.6)	種別は一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ガタスペースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に腐食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧用SPDクラス1 (JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス第11部」：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラス1試験によるもの)の性能： ( ) ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数： 回 2. 集中監視部：信号回線数 ( 回線 )、信号種別 ( ) 3. 集中監視部の外部出力端子 ( ) 4. 変成器の定格電流： A 5. 表示器：※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 構材の品質・性能基準 ・ その他 ( )	(2.2.7)(2.3.7) (2.4.7)(2.10.2)	○ 二重天井内の位置ボックスは、天井面 (埋込み形器具の場合を除く。)に取付ける。 ○ 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないように平滑にする。 ・ 二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属管部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ・ コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶり厚を30mm以上とする。	(1.1.5)	4. 高圧機器 (1.9.1) (1.9.3)	交流遮断器の操作方式は、( ・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式)とする。 電気操作方式の場合は、( ・ 電動ばね操作方式 ・ 電気操作方式)とする。 高圧連絡コンデンサの絶縁方式は、( ・ 油入 ・ 乾式)とする。 乾式の場合は、( ・ モールド ・ ガス入り)とする。 直列リアクトルは、( ・ 油入 ・ モールド)とする。 ・ 直列リアクトルの最大許容電流 ( % ) ・ 避雷器は、動作表示が肉眼点検できるものであって、かつ、特性要素の取替えが容易にできるものとする。 ・ 高圧負荷開閉器引込柱に設ける場合は、避雷器を内蔵する。	4. 太陽光発電装置 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.4)	系統連系： ・ あり ・ なし 自立運転： ・ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工物との連系をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。 ・ 太陽電池アレイ稼働出力 ( kW ) ・ パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧： ・ 100V ・ 200V 出力電気方式： ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない							
5	5. 耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.10.4.1)	○ エキスパンションバスダクト： ・ 設ける ・ 設けない	(1.9.8)	5. 据付け (2.1.1)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。	5. 風力発電装置 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ 20kW未満 ・ 20kWを超える ( ) 系統連系： ・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等 ( ) 移転用の遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない							
6	6. 閉閉器箱 (1.11.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.10.4.2) (2.10.4.7)	17. ケーブル配線 (2.10.1) (2.10.4.1)	(1.9.4) (1.9.6) (1.9.8)	6. 受変電設備用附属品 (2.1.1)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納庫を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯 (LED照明 (100V、100W電球相当、カバー付き)、コード (プラグ付き) 約5m) を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕 (電気編) 第2編 1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 掲示板 (記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板 (400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板 (1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板 (電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ 各1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工物物表示板 (420×400mm) (概略寸法) 2. 消火器 (電気火災及び油火災用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器 (10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器 (10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器 (音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計 (ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ (抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流 (交流) 0~300A、電圧 (交流) 0~600V 6. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接点器具 (5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中閉路器操作用フック棒 ・ ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計 (2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 一式	17. ケーブル配線 (2.10.1) (2.10.4.1)	・ ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・ ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 やむを得ず共用する場合は、セパレータを設け、C種接地工事を施す。 ・ ケーブルは、造管材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁へ飛ばしてはならない。 やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を渡して固定するか又はメッシュワイヤを張り、これに固定する。 ・ ケーブルは、室内等で、若干の余裕長を確保する。 ・ 高圧ケーブル端処理には、施工を担当した電気工士の氏名、番号等を明記したカードを取付ける。 ちよう業配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げ配線を設置する。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.10.4.4) (2.10.4.5) (2.10.4.7)	18. 地中配線 (2.12.3) (2.12.4) (2.12.5)	マンホール及びハンドホールは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 架空配線からの引込みは、標準図第2編「電力設備工事」による。 地中配線の標準シート等 (※ 設ける ・ 設けない) ・ 管路等の土かぶり厚は、図示による。 埋設線の敷設は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	19. 接地 (2.13.14)	接地極埋設線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するものとす。	6. 換気装置 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	・ 換気装置は、機間の燃焼用空気の補給、室温上昇の抑制及び保守員の必要な空気量を満足させるためとし、次による。 1. 給気口及び排気口は、チャンバ方式又はダクト方式のいずれかとする。 2. 給気口及び排気口は、室内若しくはパッケージ内の換気が有効に行える位置に設ける。 3. 換気方式は排気ファンを用いる強制換気方式とし、給気は自然給気を標準とする。 4. パッケージには、換気ファンを設ける。 5. 換気ファンは、点検が容易に行える構造とする。 6. ガスタービンの排気口は、危険のないように保護する。 また、給気・排気系統で運転中に異物により閉塞されないように考慮する。 7. 換気装置は、故障表示 (表示及びベル) を行う。 ・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )
7	7. 制御盤 (1.12.1)(1.12.3)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	(2.12.4) (2.12.5)	20. 電灯設備 (2.14.1) (2.14.3)	屋内外配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めっきしたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上部は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内外配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押しさえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電機 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	1. 運転時間 ( 時間 ) ・ 排気ガスの排出規制値及び燃焼方式 ( ) 保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( ) ・ 補助装置等器具等の適用機器等 ( ) ・ 冷却水 ( ) ・ 主燃料槽の寸法等は、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽は、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( ) 燃料小出槽の構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( ) 給油ボックスの構成材は、( ・ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値 ( 以下 ) ・ 消音器は、次による。 1. 消音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な間隔距離を確保して設置する。 2. 消音器と建物とを貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手で接続する。	7. ディーゼル発電機 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第4編「発電設備工事」による。 建築の構造体： ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 配管には、流体の種類及び方向を示すものとし、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料系統配管において、地中埋設配管の分岐及び曲り部には、次による埋設管を設置する。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 排気系統配管において、地震時に過大な変位が生じないように、標準図第4編「発電設備工事」による3方向のストッパを設ける。 ・ 排気管と煙突の接続は、標準図第4編「発電設備工事」による。 ・ 現地総合試験は、電気主任技術者及び監督職員の立会いを受ける。							
8	8. 電気自動車用充電装置 (1.14.1)(1.14.3) (1.14.4) (1.14.7) (1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧： V キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 電力変換装置の定格直流電圧： V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移転用の遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない	(2.12.5)	21. 動力設備 (2.15.1)	・ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電機種への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	8. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 9. 短絡接点器具 (5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 10. 断路器又は気中閉路器操作用フック棒 ・ ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。	8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	・ 風力発電設備の試験項目 ( )							
9	9. 雷保護装置 (1.16.2) (1.16.3) (1.16.4)	突針の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 試験用接続端子箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 引下げ導線及び避雷線の構造体への接続金物は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.12.5)	22. 雷保護設備 (2.17.2)	突針支持管及び取付け金具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線の接続は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 引下げ導線と鉄骨及び鉄筋との接続等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 鉄骨及び鉄筋との接続方法は、(※ ボルト接続 ・ 溶接)とする。 ・ 接地極の埋設は、標準図第2編「電力設備工事」による。	9. 発電設備用附属品 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	1. 掲示板 (記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板 (400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板 (1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板 (電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ 各1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工物物表示板 (420×400mm) (概略寸法) 2. 消火器 (電気火災及び油火災用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器 (10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器 (10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器 (音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計 (ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ (抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流 (交流) 0~300A、電圧 (交流) 0~600V 6. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接点器具 (5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中閉路器操作用フック棒 ・ ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計 (2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 一式	9. 発電設備用附属品 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	・ 発電設備用附属品 発電設備用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする。 また、発電設備が受変電設備と併設される場合は、1 (2) の操作説明板 (1枚) 、1 (3) の系統図板 (冷却水及び燃料配管系統 (1枚) ) 及び10の消火器のみでよい。 1. 掲示板 (記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板 (400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板 (1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板 (電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ 各1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工物物表示板 (420×400mm) (概略寸法) 2. 消火器 (電気火災及び油火災用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器 (10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器 (10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器 (音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計 (ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ (抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流 (交流) 0~300A、電圧 (交流) 0~600V 6. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接点器具 (5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中閉路器操作用フック棒 ・ ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計 (2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 一式							
10	10. 接地 (1.17.1)(1.17.2) (1.17.3) (1.17.4)	・ 接地端子座の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続銅板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地極埋設線の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.3) (2.14.4)	23. 施工の立会い及び試験 (2.18.2)	接地抵抗の測定時期及び回数 ( ) 照度測定は、原則として本工事範囲を全て行うものとするが、これにより難い場合は、監督職員との協議による。	9. 発電設備用附属品 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	1. 予備品及び附属品は、鋼製の収納箱に目録を付け、納入する。 2. 燃料は、引渡し時に燃料槽に充填しておくこととし、潤滑油20L (4L×5缶) を別に納入する。 3. 燃料槽が共通台板に搭載されているものは、ウイングポンプ (ピアン線入りホース又は網入りホース付き) を備品として納入する。	9. 発電設備用附属品 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	・ 風力発電設備の試験項目 ( )							
11	11. 外線材料 (1.18.6)	マンホール、ハンドホール及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 埋設線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.3) (2.14.4)													
12	12. 換気扇等 (1.17.3) (1.17.4)	・ 換気扇等は、次による。 1. 換気扇及びウェザーカバーの形状、性能等は、図示による。 2. 雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等雨水が舞い込まないように処置を施す。 3. エレベーター機械室、電気室等で換気扇本体に容易に人が触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護すること。	(2.15.1)													
13	13. 機材の試験 (1.19.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※ 構材の品質・性能基準 ・ その他 ( )	(2.17.2)													

編	項目	特記事項
6	1. 配線器具 (1.3.2) (1.3.3)	・ 光ファイバの接続に使用するコネクタ ( ) ・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ ( )
	2. 端子盤・機器収納ラック等 (1.4.2)	端子盤及び集合保安器箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) 屋内用キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 端子盤は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 通信用SPDカテゴリD1の性能 ( )
	3. 構内情報通信網装置 (1.5.1)~(1.5.9)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。
	4. 情報表示装置 (1.7.4.1)(1.7.4.2) (1.7.4.6)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 観時計の時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式 観時計の時刻同期装置：・ 設ける ・ 設けない ・ 太陽電池式ポル形屋外時計は、次による。 内照時計の点灯時間及び不日照時の点灯保証日数 ( ) 時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式
	5. 拡声装置 (1.9.1)(1.9.4)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 FMアンテナの品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )
6	6. 誘導支援装置 (1.10.1) (1.10.4) (1.10.7) (1.10.11) (1.10.13)	形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) テレビインターホン (観機) で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし テレビインターホン (子機) で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし トイレ等呼出装置の通話機能：・ 設ける ・ 設けない 住宅情報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 緊急通報装置は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや住まい、健康等を間接的又は自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。
	7. テレビ共同受信装置 (1.11.1)(1.11.2)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )
	8. テレビ電波障害防止装置 (1.12.1)(1.12.3)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 屋外に設置する機器収容箱は、 (・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鉄製 ・ 鋼板製)とする。
	9. 監視カメラ装置 (1.13.1)~(1.13.5)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 ・ 機器収納ラックは、次による。 1. 前面扉は、かぎ付きとする。 2. 側面パネルは、容易に開放できない構造とする。
	10. 駐車場管制装置 (1.14.1)(1.14.2) (1.14.5)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 ・ 制御部の機能 ( ) 発行券：・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ その他 ・ 発券方式 ( )
	11. 自動火災報知装置 (1.16.4) (1.16.7)	・ 表示装置 ( ) ・ スポット型感知器は、特記がなければ露出形とする。
	12. 非常警報装置 (1.18.1)	非常放送装置で緊急地震放送を行う機能：・ あり ・ なし
	13. 機材の試験 (1.21.1)	端子盤の性能試験は、次による。 ※ 公仕仕 (電気編) 第6編表1.21.1「端子盤の試験」 ・ その他 ( ) FMアンテナの試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 住宅情報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気制御式宅配ボックス装置の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) テレビ機器の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )
	14. 地中配線 (2.11.3)	地中配線の標準シート等 (※ 設ける ・ 設けない)

編	項目	特記事項												
6	15. 接地の施工 (2.12.2)	・ 接地を施す機器は、次表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地を施す機器</th> <th>接地抵抗値 (Ω)</th> <th>接地線の太さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主端子盤及び保安装置を有する端子盤</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </tbody> </table>	接地を施す機器	接地抵抗値 (Ω)	接地線の太さ (mm)	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上	拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上
接地を施す機器	接地抵抗値 (Ω)	接地線の太さ (mm)												
主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上												
ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上												
拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上												
	16. 構内交換設備 (2.14.2)	・ 接地線は、強電の接地と共用してはならない。 ただし、建物内に設ける増幅器等の機器接地は、この限りではない。 ・ 主端子盤及び保安装置を収容する端子盤には、1.6mm以上の絶縁電線 (鉄骨又は鉄筋に接続する場合は裸線) を用いて接地設備 (100Ω以下) を施す。 ただし、建物の接地抵抗値が上表以下の場合は、交換機室用及び本配線盤用を除き、建物の鉄筋等に接続すればよい。この場合、配管等を通じて接続されていても差し支えない。												
	17. 誘導支援設備 (2.18.2)	・ 電気制御式宅配ボックス装置の据付けは、図示による。												
	18. テレビ共同受信設備 (2.19.2) (2.19.3)	アンテナマストの取付けは、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 受信調査を行うチャンネル ( )												
	19. テレビ電波障害防止装置 (2.20.2)	・ 事前調査を行う箇所数 ( ) ・ 事前調査を行うチャンネル ( )												
	20. 駐車場管制設備 (2.22.2)	・ 検知器の開閉及び取付け高さは、図示による。												
	21. 施工の立会い及び試験 (2.28.2)	・ 構内情報通信網設備の試験数量は、図示による。												
ア	1. 共通事項 (1.1.1)	・ 信号の入出力条件は、標準図第6編「中央監視制御設備工事」による。												
中央監視制御設備工事	2. 警報盤 (1.2.1)	・ 信号の伝送方式 ( )												
	3. 簡易形監視制御装置 (1.3.1)(1.3.2) (1.3.4)	・ 簡易監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ 帳票用印字装置 ( )												
	4. 監視制御装置 (1.4.1)(1.4.2)	・ 監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ キャビネット ( ) ・ 帳票用印字装置 ( )												

【表-1】各工事の区分表						
工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考
躯体への貫通孔						
貫通孔の材料	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の裏出し	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の取付け	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の補強	○					
屋上						
機器及び水機類の基礎	○					
同上基礎のアンカーボルト設置		○	○			
同上基礎の防水	○					
昇降機						
昇降機の躯体	○					
機械室の躯体	○					
機械室の床開口	○					
機械室天井フック	○					
ガイドレール下地	○					
ビット防水	○					
押しボタン、インジケーター	○					
三方栓、扉取付け				○		
三方栓廻り埋戻し				○		
機械室換気設備				○		
制御盤から外部インターホンまでの配管、配線				○		
点検用コンセント		○				
その他						
インサート	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
ALC板の壁開口及び補強	○					
押出成形セメント板の壁開口及び補強	○					
壁樋、ドレン	○					
壁樋から第一樹までの接続	○					
第一樹以降の排水設備					○	
ハンドホール等の化粧蓋		○	○			
消火器				○		
消火器ボックス	○					
テレビアンテナ		○				
避雷針		○				
浄化槽				○		
受水槽				○		
ゴミ置き場					○	
自転車置場					○	
軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地						
屋出し	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
開口補強	○					
手すり下地補強	○					
吊り戸下地補強	○					
洗面化粧台下地補強	○					
天井・壁せつこうボード						
ボード切込み	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
台所廻り						
キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)	○					
レンジフード			○			
棚下灯			○			
洗面所・浴室廻り						
洗面化粧台			○			
洗濯パン			○			
浴室ユニット	○					
浴室ユニット内照明器具	○					
浴室ユニット内水栓	○					
バスタオル掛け	○					
便所廻り						
衛生陶器			○			
補助手すり	○					
タオル掛け	○					
紙巻き器			○			
その他						
床・壁・天井点検口	○					
クラーラースリプ及びキャップ	○					
室外機用吊りボルト	○					
床暖房				○		

【表-2】機器標準取付け高さ			
名 称	測 点	取付け高[mm]	
電力共通			
積算計器	地上~宮中心	1,800~2,000	
引込開閉器	床下~中心	1,800~2,200	
分電盤・制御盤	床下~中心	1,500 (上層1,900以下)	
電 灯			
スイッチ	床下~中心	1,300	
スイッチ (多機能トイ)	床下~中心	1,100	
コンセント (一般)	床下~中心	300	
コンセント (和室)	床下~中心	150	
コンセント (台)	台上~中心	150~200	
コンセント (車椅子用)	床下~中心	900	
ブラケット (一般)	床下~中心	2,100~2,300	
ブラケット (踊場)	床下~中心	2,000~2,500	
ブラケット (鏡上)	鏡上端~中心	150	
動力			
壁掛形制御盤	床下~中心	1,500 (上層2,000以下)	
開閉箱	床下~中心	1,500	
制御用スイッチ	床下~中心	1,300	
電 話			
端子盤 (E P S、電気室)	床下~中心	1,500	
端子盤 (一般室内)	床下~下端	300	
集合保安器箱	天井下~上端	200	
時 計			
壁掛形観時計	床下~中心	1,500 (上層2,000以下)	
子時計	床下~中心	(天井高) x 0.9	
拡 声			
壁掛形スピーカ	床下~中心	(天井高) x 0.9	
壁付アツチネータ	床下~中心	1,300	
誘導支援			
外部受付用インターホン機	床下~中心	「標準図」による。	
壁付インターホン (一般)	床下~中心	1,300	
壁付呼出しボタン (多機能トイ)	床下~中心	900	
テレビ共同受信			
機器収容箱	天井下~上端	200	
テレビ端子、直列ユニット (一般)	床下~中心	300	
テレビ端子、直列ユニット (和室)	床下~中心	150	
防災機器			
受信機、副受信機	床上~操作部	800~1,500	
機器収容箱	床下~中心	800~1,500	
発信機	床下~中心	800~1,500	
警報ベル	床下~中心	2,300	
表示灯	床下~中心	2,100	
液化石油ガス用検知器	床上~上端	300	

【備考】天井高3,000mm以上の場合及び上記取付け高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

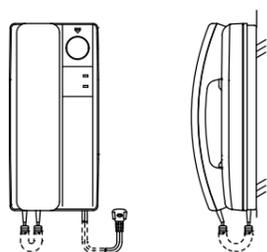
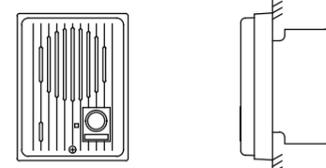
【表-3】接地極一覧表			
接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
○ 雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	EP×2
○ 雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 共同接地	EA・EB・EC・ED	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 共同接地	EA・EC・ED	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ A種	EA	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ B種	EB	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ C種	EC	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ D種	ED	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) × 1
○ D種	ED	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 低圧避雷器用	ELL	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 交換装置用	Et	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 通信用 (10Ω)	EAt	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 通信用 (100Ω)	Ea	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) × 1
○ 電話引込口の保安器	Et	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) × 1
○ 測定用	Es	Ω以下	EB (D=10, L=1,500 又は W=30, L=1,200) × 1

既設 取外し・撤去凡例

記号	名称・規格
○SL	白熱直付天井灯 再使用取外し
○DL	白熱埋込天井灯 (DL) 再使用取外し
○	白熱灯ブラケット 防水形浴室灯 撤去処分
●	タンブラスイッチ 1P15A×1 撤去処分
○	パイロットランプ 撤去処分
⊖1	壁付コンセント 2P15A×1 一時取外し (再使用)
⊖2	壁付コンセント 2P15A×2 一時取外し (再使用)
⊖2ET	壁付コンセント 2P15A×2、ET付 一時取外し (再使用)
Ⓜ	壁付玄関チャイム 撤去処分 位置ボックス：再使用
Ⓜ	壁付玄関チャイム用押し釦 撤去処分 位置ボックス：再使用

改修凡例

記号	名称・規格
○SL	既設白熱直付天井灯 再使用取付
○DL	既設白熱埋込天井灯 (DL) 再使用取付
Ⓜ	浴室ブラケット照明器具：UB工事 器具取付・スイッチ・電源配線・結線：電気設備工事
◆H	ワイド形スイッチ 位置表示灯、ネーム付 1P15A×1
◆L	ワイド形スイッチ 確認表示灯、ネーム付 1P15A×1
⊖2E	壁付コンセント 2P15A・E×2 プレート：樹脂製 位置ボックス：樹脂モール (FM) 1ヶ用SB
⊖2ET	壁付コンセント 2P15A×2、ET付 プレート：樹脂製 位置ボックス：樹脂モール (FM) 1ヶ用SB
	照明、コンセント、換気扇のアース線は、既設器具金属製位置ボックス又は既設金属電線管からボンディングアースを取る
Ⓜ	壁付セキュリティインターホン親機 ボックスレス設置
Ⓜ	壁付玄関子機 (警報表示灯付ドアホン) 玄関外の押し釦撤去後の位置ボックスに設置
給湯機	給湯機 機械設備工事
R	給湯機リモコン 機械設備工事 位置ボックス：樹脂モール (FM) 2個用SB (台所、DK)
	給湯機リモコン配線は支給品を電気設備工事で設置 及び 付属-20ケーブルを電気設備工事で配線・接続 付属-20ケーブルの余長はUB内天井点検口より点検できる位置に結束
浴室用パイプファン	浴室用パイプファン：機械設備工事 電源配線 (リード線に接続)・スイッチ、スイッチ配線：電気設備工事
	樹脂モール (エフモール)・配線 サイズは傍記による モールの色については監督員と協議
コア抜・補修	コア抜・補修 コアサイズ、電線管サイズ等は傍記による
	コア抜きは鉄筋探査を実施し鉄筋を切断しない位置とする
	既設コンセントから配線分岐し再使用取付するコンセントは腰高プレートに取付 又、居室内のエフモールの新設ルートは、家具設置等に支障のないようH≧FL+2,200以上の高さとする (立上げ、立下げ部を除く)

① セキュリティインターホン親機	② 玄関子機 (警報表示付ドアホン)																								
																									
<table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>AC100V 50/60Hz (プラグ式)</td></tr> <tr><td>形状</td><td>壁付形 (ボックスレス取付)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>警報機能他</td><td>非常押し釦、電源表示灯、</td></tr> <tr><td></td><td>来客チャイム・表示灯付</td></tr> <tr><td></td><td>呼出音量調整スイッチ付</td></tr> <tr><td></td><td>呼出切替スイッチ付</td></tr> </table>	電源電圧	AC100V 50/60Hz (プラグ式)	形状	壁付形 (ボックスレス取付)	材質	樹脂	警報機能他	非常押し釦、電源表示灯、		来客チャイム・表示灯付		呼出音量調整スイッチ付		呼出切替スイッチ付	<table border="1"> <tr><td>形状</td><td>壁付形 (既設玄関チャイム押し釦位置ボックスに取付)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>呼び出し音</td><td>ピンポーン×2</td></tr> <tr><td>警報表示</td><td>呼出ボタン部点滅</td></tr> <tr><td>備考</td><td>戸外表示器型式確認品</td></tr> </table>	形状	壁付形 (既設玄関チャイム押し釦位置ボックスに取付)	材質	樹脂	呼び出し音	ピンポーン×2	警報表示	呼出ボタン部点滅	備考	戸外表示器型式確認品
電源電圧	AC100V 50/60Hz (プラグ式)																								
形状	壁付形 (ボックスレス取付)																								
材質	樹脂																								
警報機能他	非常押し釦、電源表示灯、																								
	来客チャイム・表示灯付																								
	呼出音量調整スイッチ付																								
	呼出切替スイッチ付																								
形状	壁付形 (既設玄関チャイム押し釦位置ボックスに取付)																								
材質	樹脂																								
呼び出し音	ピンポーン×2																								
警報表示	呼出ボタン部点滅																								
備考	戸外表示器型式確認品																								



機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- 1. 工事名称 令和7年度県営住宅(松本) 双葉町第2団地バスリフォーム工事
2. 工事場所 松本市双葉10
3. 建物概要
4. 工事種目
5. 工期
6. 指定部分
7. 概成工期
8. 設備概要

Table with 2 columns: 方式及び種別, 設備概要. Rows include water supply, drainage, heating, fire, gas, and cold room equipment.

II 工事仕様

- 1. 共通仕様
2. 特記仕様
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
3) 項目又は特記事項に記載の( )内の表示番号は、「公住仕 機械編」の該当項目を示す。
4) 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準」を示す。

項目 特記事項

- ① 一般事項
② 設計図書等の取り扱い
③ 工事実績情報
④ 施工管理体制
⑤ 施工条件
⑥ 他工事との取合い
⑦ 足場等
⑧ 電源周波数
⑨ 災害等発生時の安全確保
⑩ 環境への配慮

項目 特記事項

- ⑪ 機材の品質等
⑫ 機材の品質・性能証明
⑬ 電気保安技術者
⑭ 火災保険等
⑮ 住宅瑕疵担保責任
⑯ 技能士の適用
⑰ 監督職員事務所
⑱ 工事用電力、水、その他
⑲ 工事用仮設物
⑳ 発生土処理
㉑ 発生土処理
㉒ 鋼管用伸縮管継手
㉓ エキハツソウゾイント部
㉔ 異種管の接合

項目 特記事項

- 27. 屋上配管
28. 吊り及び支持
29. 機器廻り配管
30. 基礎
31. 耐震措置
32. 技術検査
33. 施工の検査等
34. 施工の立会い
35. 室内の空気中の化学物質濃度の測定
36. 総合試運転調整
37. 工事写真
38. 完成図等
39. 完成写真
40. 保全に関する資料

Table: 設計用水平震度. Columns: 設置場所, 機器種別, 特定の施設, 一般の施設.

- (1) 本工事は(※ 一般の施設 ・ 特定の施設)を適用する。
(2) 地域係数は(・ 1.0 ・ 0.9 ・ 0.8 ・ 0.7)とする。
(3) 重要機器は次のものを示す。

監督職員による中間技術検査の実施回数 ※ 2回 ・ 1回

見本施工は、次による。ただし、他業者と調整が必要な場合は、監督職員と協議する。

「公住仕 設備編」に定めがあるもの以外で、次に示す事項については、監督職員の立会いを受ける。

ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定
・ 要 不要
測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び箇所数は、監督職員の指示による。

- ※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い報告書を提出する。
・ 別途
・ 風量調整
・ 水量調整
・ 室内外空気温度の測定
・ 室内気流及びじんあいの測定
・ 騒音の測定
・ 飲料水の水質測定(水道法施行規則による水質検査)
・ 雑用水の水質測定

工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」によるほか、監督職員の指示による。

原図( 1 部)及びその陽面焼製本(A1版 部 A3版 部)
CADデータ( 1 部)保存形式及び保存媒体は監督職員の指示による。
完成図書(A4版ファイル 1 部(正 1 部、副 部)とする。

Table: 作成する ・ 作成しない. Columns: 分類, サイズ, 撮影箇所数, 部数, 提出様式.

「公住仕 機械編」に定める保全に関する資料を(※ 2部 ・ 部)提出する。
保守指導書(共用部分)の提出 ※ 要 ・ 不要

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																										
衛生器具設備	<p>1. 大便器洗浄弁 (5-1.1.8) ※ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 ( ・ 電気開閉式 ・ 手動式 )</p> <p>2. 便器洗浄用タンク ※ 手洗付 ・ 手洗なし</p> <p>3. 温水洗浄便座 (5-1.1.13) 洗浄水加熱方式 ※ 貯湯式 ・ 瞬間式</p> <p>4. 器具付風呂栓 (5-1.1.6) ※ 節水こま ・ 普通こま</p> <p>5. 自動水栓 (5-1.1.7) 電源種別 ・ AC100V ・ 乾電池 ・ 自己発電 手動スイッチ 有 ・ 無</p> <p>6. 小便器自動洗浄 (5-1.1.2) 電気開閉式 ( ・ 小便器一体型 ・ 分離型 )</p> <p>7. 洗面化粧ユニット 付属品の排水管及びトラップの材質 ※ 樹脂製 ・ 金属製</p> <p>8. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。            ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            洗面化粧ユニット ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            洗濯機用防水パン ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            浴槽 ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )</p>	給水設備	<p>7. 埋設弁閉閉用ハンドル</p> <p>8. 水道加入金等 水道加入金 ・ 要 ( ・ 本工事 ・ 別途 ) ・ 不要 ・ その他 ( )</p> <p>9. ステンレス管の接合方法 呼び径75Su以上 ・ ハウジング形管継手接合 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径60Su以下は共通仕様書 (SAS322を満足した継手による接合) による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>保温の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内露出</td> <td>・ ロックウール ・ グラスウール ○ ポリスチレンフォーム</td> </tr> <tr> <td>機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内</td> <td>・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム</td> </tr> <tr> <td>天井内 パイプシャフト内</td> <td>・ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム</td> </tr> <tr> <td>階下のないトレンチ内</td> <td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム ・ なし</td> </tr> <tr> <td>屋外露出</td> <td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td> </tr> </tbody> </table> <p>10. 保温 (2-3.1.5)</p> <p>11. 建物導入部配管 (2-2.4.1) 不等沈下のおそれがある場合は、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) によるフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。</p> <p>12. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。            ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            さや管ヘッダー配管システム ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            水槽 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )</p>	施工箇所	保温の種別	屋内露出	・ ロックウール ・ グラスウール ○ ポリスチレンフォーム	機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム	天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム	階下のないトレンチ内	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム ・ なし	屋外露出	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	給湯設備	<p>① 配管材料 (2-2.1.2.5) 一般配管 ○ 耐熱性ライニング鋼管 ・ ステンレス鋼管 ( ・ 被覆鋼管 ・ 保温付被覆鋼管 ) ・ 銅管</p> <p>住戸内配管 ○ 架橋ポリエチレン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ○ ポリブテン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ・ 金属強化ポリエチレン管</p> <p>② 弁類 ※ JIS又はJV5K ・ JIS又はJV10K ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。</p> <p>3. ステンレス管の接合方法 呼び径75Su以上 ・ ハウジング形管継手接合 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径60Su以下は共通仕様書 (SAS322を満足した継手による接合) による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>保温の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内露出</td> <td>・ ロックウール ○ グラスウール</td> </tr> <tr> <td>機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内</td> <td>・ ロックウール ・ グラスウール</td> </tr> <tr> <td>天井内 パイプシャフト内</td> <td>・ ロックウール ・ グラスウール</td> </tr> <tr> <td>階下のないトレンチ内</td> <td>・ ロックウール ・ グラスウール</td> </tr> <tr> <td>屋外露出</td> <td>・ ロックウール ・ グラスウール</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。            給湯器ユニット (ガス給湯機) ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            電気温水器 (電気給湯機) ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            太陽熱利用システム ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )            家庭用燃料電池コックションシステム ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )</p>	施工箇所	保温の種別	屋内露出	・ ロックウール ○ グラスウール	機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール	天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ グラスウール	階下のないトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール	屋外露出	・ ロックウール ・ グラスウール	暖冷房設備	<p>1. 設計温度条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="4">屋内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th></th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 長方形ダクトの区分 ・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 ( ・ 共板 ・ スライド )</p> <p>3. 配管材料 (2-2.1.2.4) (2-2.1.2.5) 冷媒配管 ・ 鋼管 ・ 保温化粧ケース ( ・ 有 ・ 無 ) ・ 断熱材被覆鋼管</p> <p>住戸内配管 (温水暖房) ・ 架橋ポリエチレン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ・ ポリブテン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ・ 暖房用架橋ポリエチレン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ・ 金属強化ポリエチレン管</p> <p>4. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。            住戸セントラル暖房方式 (暖・冷房システム) ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準</p>		外気		屋内 (調整目標値)				温度 (DB)	湿度 (RH)	一般		その他			温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏期	℃	%	℃	%	℃	%	冬期	℃	%	℃	%	℃	%
施工箇所	保温の種別																																																																
屋内露出	・ ロックウール ・ グラスウール ○ ポリスチレンフォーム																																																																
機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム																																																																
天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ○ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム																																																																
階下のないトレンチ内	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム ・ なし																																																																
屋外露出	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム																																																																
施工箇所	保温の種別																																																																
屋内露出	・ ロックウール ○ グラスウール																																																																
機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール																																																																
天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ グラスウール																																																																
階下のないトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール																																																																
屋外露出	・ ロックウール ・ グラスウール																																																																
	外気		屋内 (調整目標値)																																																														
	温度 (DB)	湿度 (RH)	一般		その他																																																												
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																											
夏期	℃	%	℃	%	℃	%																																																											
冬期	℃	%	℃	%	℃	%																																																											
給水設備	<p>1. 量水器 親メーター ※ 貸与 ・ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無) 子メーター ・ 貸与 ※ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無) 各戸メーター ・ 貸与 ・ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無)</p> <p>2. 量水器樹 ・ 水道事業者指定品 ( ・ 貸与 ・ 買取)</p> <p>③ 配管材料 (2-2.1.2.5) 一般配管 ○ 塩ビライニング鋼管 ( ○ VA ・ VB ) ・ ポリ粉体ライニング鋼管 ( ・ VA ・ VB ) ・ ステンレス鋼管 ( ) ・ ビニル管 ( ・ VP ・ H1VP ) ○ 水道用架橋ポリエチレン管 及び 水道用ポリブテン管</p> <p>地中埋設配管 ・ 塩ビライニング鋼管 (VD) ・ ポリ粉体ライニング鋼管 (PD) ・ ステンレス鋼管 ( ) ・ ビニル管 ( ・ VP ・ H1VP ) ・ ポリエチレン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル )</p> <p>住戸内配管 ○ 架橋ポリエチレン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ・ ポリブテン管 ( ・ 融着 ・ メカニカル ) ・ 金属強化ポリエチレン管</p> <p>④ 弁類 水道直結部分 ※ JIS又はJV10K ・ 水道事業者の規定による ( K ) その他の部分 ※ JIS又はJV10K ○ JIS又はJV5K</p> <p>屋外埋設弁 (呼び径75A以上) ・ 水道用仕切弁 ・ 水道用ダクト用鎖鉄仕切弁 ・ 水道用ソフトシール仕切弁 ・ 水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁</p> <p>ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。</p> <p>⑤ 水栓類 屋内 ( ※ 一般水栓 ・ 耐寒水栓 ) 泡沫式とする箇所 ( ) 屋外 ( ※ 耐寒水栓 ・ 一般水栓 ) 耐寒水栓はJWWAの認証品とする</p> <p>6. 埋設深さ 一般敷地内 ( ※ 300mm以上 ・ mm以上 ) 敷地内車道 ( ※ 600mm以上 ・ mm以上 ) 公道部分 ( ※ 水道事業者及び道路管理者の規定による )</p>	排水設備	<p>① 配管材料 (2-2.1.2.6) 屋内汚水管 (共用部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VP ) ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管 (FS-VP)</p> <p>屋内雑排水管 (共用部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VP ) ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管 (FS-VP)</p> <p>屋内汚水管 (専有部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VP ) ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管 (FS-VP)</p> <p>屋内雑排水管 (専有部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ○ ビニル管 ( ○ VP ・ RF-VP ) ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管 (FS-VP)</p> <p>通気管 屋外地中管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VP ) ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VP ) ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管 (FS-VP)</p> <p>2. 排水樹 (5-1.8.1) 図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。</p> <p>3. 掃除口 横主管の掃除口は10m以内毎に設置する。</p> <p>4. 放流負担金等 放流負担金 ・ 要 ( ・ 本工事 ・ 別途 ) ・ 不要 ・ その他 ( )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>保温の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内露出</td> <td>・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール</td> </tr> <tr> <td>機械室 階下のあるトレンチ内</td> <td>・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム</td> </tr> <tr> <td>天井内 パイプシャフト内</td> <td>・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 保温 (2-3.1.5)</p>	施工箇所	保温の種別	屋内露出	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール	機械室 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム	天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム	ガス設備	<p>① 配管材料 一般 ※ ガス事業者の規定による ・ 配管用炭素鋼管 (白) 地中埋設部 ※ ガス事業者の規定による ・ ポリエチレン管</p> <p>② 都市ガス 各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 引込負担金 ・ 不要 ・ 要 ( ・ 別途工事 ・ 本工事 )</p> <p>3. 液化石油ガス 各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 ガスボンベ ※ 貸与 ・ 買取 集合装置及び配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。</p> <p>4. ガス漏れ警報器 図示による ( ・ 分離形 ・ 一体形 ) ・ 別途工事 外部出力端子 ・ 有 ・ 無</p> <p>5. 調理用ガス機器 各戸ガスコンロ ( ・ 組込型 ・ 据置型 ・ 別途工事 )</p>	電気設備	<p>① 配管材料 (2-2.1.2.5) 一般配管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ 圧力配管用炭素鋼管 ・ ステンレス鋼管 ・ 合成樹脂管 (共同住宅用スプリンクラー)</p> <p>地中埋設配管 ・ 外面被覆鋼管 ( ・ SGP-VS ・ STPG370-VS )</p> <p>2. 屋内消火栓 種類 ・ 易操作性1号消火栓 ・ 2号消火栓 ・ 広範囲型2号消火栓</p> <p>3. 消火栓開閉弁 ・ 1MPa ・ 2MPa</p>	換気設備	<p>① ダクト材料 台所 ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト</p> <p>浴室、洗面所、便所 (住戸内) ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VP ・ 2管路 ) ・ 換気用耐火二層管 ( ・ 単管路 ・ 2管路 )</p> <p>共用部 ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト</p> <p>2. 長方形ダクトの区分 ・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 ( ・ 共板 ・ スライド )</p> <p>3. ダンパーの固定方法 (3-2.3.3) 図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。</p> <p>4. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。            換気扇類及び換気口等 ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )</p>	その他	<p>1. 1.</p> <p>2. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。            マシンルームレス型エレベーター ※ 優良住宅部品 (BL部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )</p> <p>1. 1.</p> <p>1. 1.</p>																																														
施工箇所	保温の種別																																																																
屋内露出	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール																																																																
機械室 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム																																																																
天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ ポリスチレンフォーム ・ グラスウール ・ ポリエチレンフォーム																																																																

工事区分表

工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考
躯体への貫通孔						
貫通孔の材料	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の墨出し	○	○	○	○		同 上
貫通孔の取付け	○	○	○	○		同 上
貫通孔の補強	○					
屋上						
機器及び水槽類の基礎	○					
同上基礎のアンカーボルト設置		○	○			
同上基礎の防水	○					
昇降機						
昇降機の躯体	○					
機械室の躯体	○					
機械室の床開口	○					
機械室天井フック	○					
ガイドレール下地	○					
ビット防水	○					
押しボタン、インジケータ	○					
三方枠、幕板取付け				○		
三方枠廻り埋戻し				○		
機械室換気設備			○			
制御盤から外部インターまでの配管、配線				○		
点検用コンセント		○				
その他						
インサート	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
ALC板の壁開口及び補強	○					
押出成形セメント板の壁開口及び補強	○					
縦樋、ドレン	○					
縦樋から第一樹までの接続	○					
第一樹以降の排水設備					○	
ハンドホール等の化粧蓋		○	○			
消火器			○			
消火器ボックス	○					
テレビアンテナ		○				
避雷針		○				
浄化槽			○			
受水槽			○			
ゴミ置き場					○	
自転車置場					○	

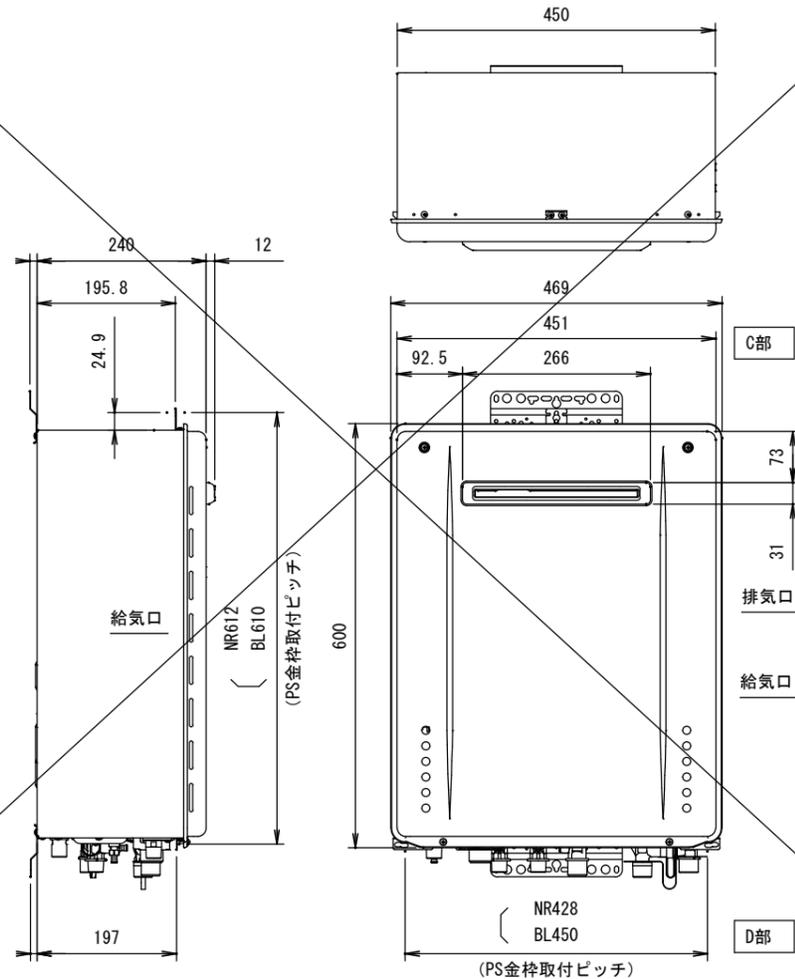
工事区分表

工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考
軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地						
墨出し	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
開口補強	○					
手すり下地補強	○					
吊り戸下地補強	○					
洗面化粧台下地補強	○					
天井・壁せつこうボード						
ボード切込み	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
台所廻り						
キッチン(流し台、ガス台、吊り戸)	○					
レンジフード			○			
棚下灯		○				
洗面所・浴室廻り						
洗面化粧台			○			
洗濯パン			○			
浴室ユニット	○					
浴室ユニット内照明器具	○					
浴室ユニット内水栓	○					
バスタオル掛け	○					
便所廻り						
衛生陶器			○			
補助手すり	○					
タオル掛け	○					
紙巻き器			○			
その他						
床・壁・天井点検口	○					
クーラースリーブ及びキャップ	○					
室外機用吊りボルト	○					
床暖房			○			

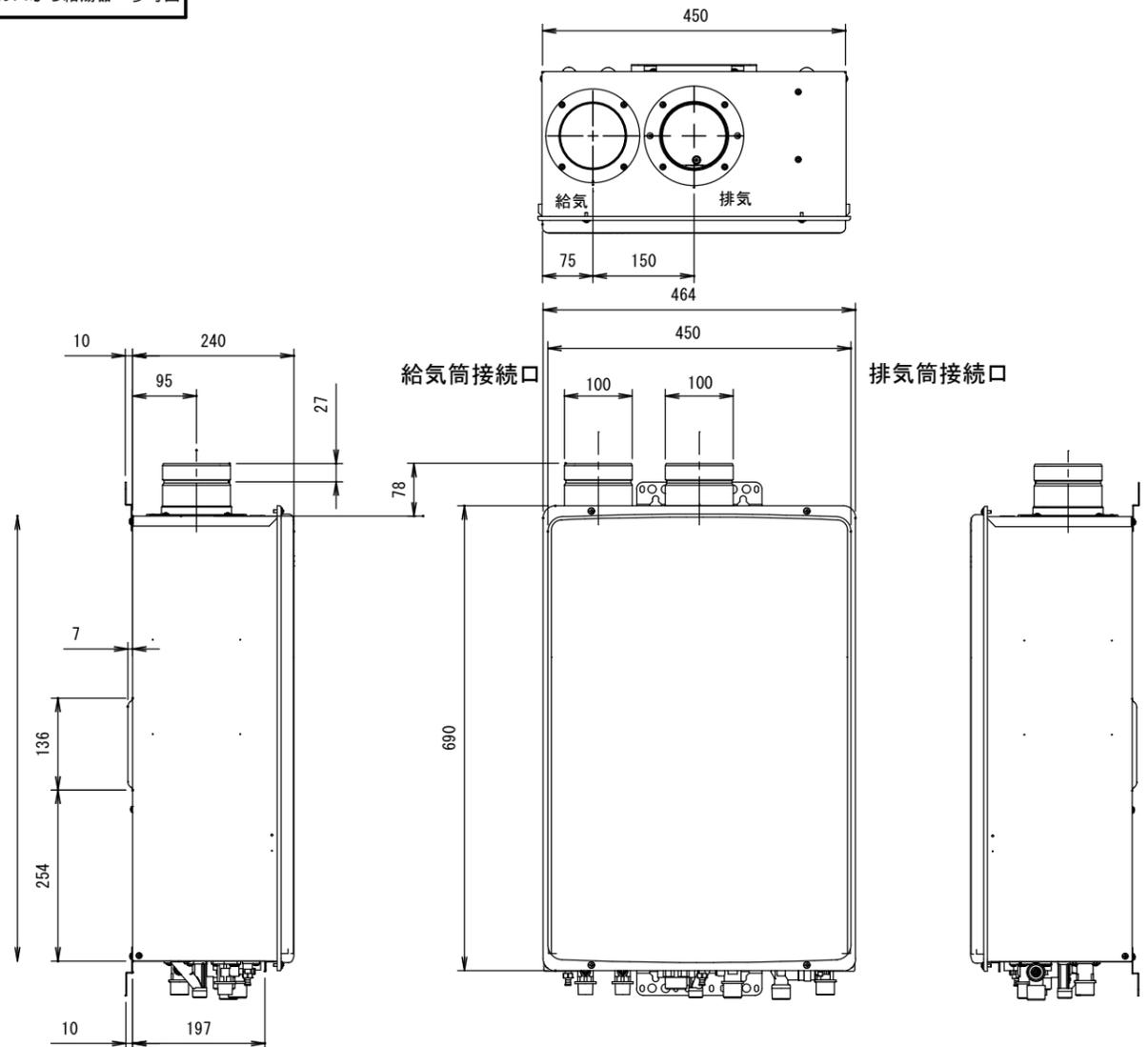
新設配管 凡例・使用管材				
凡例	名称	施工場所	使用管材	保温仕様ほか特記事項
— -- —	給水管	給湯器廻り	●塩ビライニング鋼管 SGP-VA	屋外：凍結防止ヒーター巻込み+GW+SUSラッキング
		上記以外	●水道用架橋ポリエチレン管 JIS G 6787	屋内露出：断熱なし樹脂管+樹脂管用化粧カバー
			●水道用ポリエチレン管 JIS G 6792	上記以外隠蔽部：樹脂管付帯ポリエチレン保温材10mm
—   —	給湯管	給湯器廻り	●塩ビライニング鋼管 SGP-HVA	屋外：凍結防止ヒーター巻込み+GW+SUSラッキング
		上記以外	●架橋ポリエチレン管 JIS G 6769	屋内露出：断熱なし樹脂管+樹脂管用化粧カバー
			●ポリエチレン管 JIS G 6778	上記以外隠蔽部：樹脂管付帯ポリエチレン保温材10mm
— F —	追炊管		●追い炊きペアチューブ	架橋ポリエチレン管10φペアチューブ保温付
			●同上屋外部分～屋内0.5mまで	架橋ポリエチレン管10φペアチューブ保温付 +凍結防止ヒーター+ポリエチレンフォーム10mm
— G —	ガス管	屋内一般	●ガス用ステンレスフレキ管	各ガス会社供給規定による。
	排気筒	上記以外	●φ100 K P管	ロウカール25+アルミガラスクロス網掛
	ダクト	浴室天井	●φ100 塩ビフレキ	2部屋用天井扇
	ダクト	浴室壁	●φ100 換気用塩ビ管	パイプファン 浴室既設窓及びガラリに加工後取付

凍結防止ヒーターは自己温度制御（配管サーモ付）とする。屋外露出部分はビニールテープ仕上げとする。 屋内配管は凍結防止ヒーターは設置なしとする。

屋外壁掛式ガスふろ給湯器 参考図



FF式ガスふろ給湯器 参考図





**参考数量**

令和7年度 県営住宅(松本)

双葉町第2団地バスリフォーム工事

内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 工 事 名 令和7年度 県営住宅(松本)  
双葉町第2団地バスリフォーム工事
2. 工 事 場 所 松本市双葉
3. 工 事 概 要 ①ユニットバスの設置(梁・柱型の加工部材共)  
②ガス給湯器による3箇所給湯化(浴室、洗面、台所)  
③手すり設置(玄関、便所、浴室入口、浴室内部)  
④非常ブザー付きインターホン設置  
⑤便所コンセントの設置  
⑥その他附帯工事

RC造5階建 A棟40戸 B棟30戸 C棟40戸 計110戸のうち合計30戸の改修工事を行う。

金 額 \_\_\_\_\_ 円

消 費 税 \_\_\_\_\_ 円

総 計 \_\_\_\_\_ 円

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	総 括 表						
I	浴室改修工事						
A	建築工事		1.0	式			
B	電気設備工事		1.0	式			
C	機械設備工事		1.0	式			
	I 計	直接工事費計					
II	共通費						
A	共通仮設費		1.0	式			
B	現場管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
C	一般管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	II 計						
	工 事 価 格						
III	消費税等相当額		1.0	式			
	工 事 費						

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	浴室改修工事						
A	建築工事						
-1	直接仮設工事						
①	【1階】	(改修対象住戸の下階になる対象住戸も含む)					
	仕上養生		24.1	m <sup>2</sup>			
	清掃・片付け		24.1	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1①計		14	戸			
②	【2階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月2F	11.0	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月2F	22.1	m <sup>2</sup>			
	仕上養生		24.1	m <sup>2</sup>			
	清掃・片付け		24.1	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1②計		4	戸			
③	【3階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月3F	15.7	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月3F	31.4	m <sup>2</sup>			
	仕上養生		24.1	m <sup>2</sup>			
	清掃・片付け		24.1	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1③計		4	戸			
④	【4階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月4F	20.4	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月4F	40.8	m <sup>2</sup>			

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	仕上養生		24.1	m <sup>2</sup>			
	清掃・片付け		24.1	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1④計		6	戸			
⑤	【5階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月5F	25.1	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月5F	50.2	m <sup>2</sup>			
	仕上養生		24.1	m <sup>2</sup>			
	清掃・片付け		24.1	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1⑤計		2	戸			
	A-1①②③④⑤計						
-2	解体工事						
	AW-1	障子・サッシ枠・木製額縁含む	1.0	か所			
	AW-2	障子のみ撤去	1.0	か所			
	AW-1サッシ廻りモルタル撤去		5.0	m			
	AW-1カッター入		10.0	m			
	ステンレス浴槽	解体・積込・運搬・処理共	1.0	台			
	バランス釜	解体・積込・運搬・処理共	1.0	台			
	天井石膏ボード(t)9.0		0.6	m <sup>2</sup>			
	天井軽量天井下地		3.7	m <sup>2</sup>			
	産業廃棄物収集運搬費		1.0	式			
	産業廃棄物処分費		1.0	式			
	1戸当り 計						
	A-2 計		30	戸			

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
-3	撤去工事						
	床養生	二重張り隔離シート(t)0.15	2.7	m <sup>2</sup>			
	壁養生	一重張り隔離シート(t)0.08	14.8	m <sup>2</sup>			
	浴室天井石綿ケイ酸カルシウム板(t)8.0		2.7	m <sup>2</sup>			
	除去石綿処理	密封処理(二重梱包)	0.03	m <sup>3</sup>			
	運搬石綿含有廃棄物		0.03	m <sup>3</sup>			
	処分石綿含有廃棄物		0.03	m <sup>3</sup>			
	1戸当り 計						
	A-3 計		30	戸			
-4	内外装工事						
	間柱・胴縁	(材)米松	0.1	m <sup>3</sup>			
	耐水合板(t)12.0	(材)3*6版	2.0	枚			
	ケイカル板(t)6.0	(材)3*3版	1.0	枚			
	押出法ポリスチレンフォーム保温板(t)50	(材)3*6版	1.0	枚			
	UB出入口樹脂枠	(材)W680*H1770樹脂枠見込168	1.0	か所			
	樹脂製手摺I型	(材)L600	2.0	か所			
	樹脂製手摺L型	(材)L600	1.0	か所			
	大工手間	UB枠開口部下地・樹脂製枠サッシ開口部塞ぎ処理 バランス釜開口部塞ぎ処理	1.0	式			
	軽量鉄骨下地		1.0	式			
	耐水石膏ボード(t)12.5	(材)	1.0	枚			
	耐水石膏ボード(t)9.5	(材)	1.0	枚			
	塩ビ製壁見切	(材)	3.0	本			
	塩ビ製廻縁	(材)	3.0	本			
	塩ビ製塗装下地材	(材)	1.0	本			
	天井点検口	(材)□450アルミ製	3.0	か所			
	内装工手間	僅少	1.0	式			
	開口部塞ぎ処理部外装薄塗材E	ケイカル板面下地処理共(施工面積1.0m <sup>2</sup> 程度)	1.0	式			
	合成樹脂エマルジョンペイント	施工面積下地処理共(施工面積1.7m <sup>2</sup> 程度)	1.0	式			
	シーリングMS-1	開口部塞ぎ処理部	1.0	式			
	1戸当り 計						

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	A-4 計		30	戸			
-5	住宅設備工事						
	ユニットバス	間口1500×奥行1043 浴槽:高断熱浴槽 洗い場水栓:サーモ付水栓 洗い場鏡:ショートミラー 風呂フタ タオル掛 ハンドバーL型600*400 ハンドバーI型400	1.0	台			
	ユニットバス組立費	現場配送費含む	1.0	式			
	1戸当り 計						
	A-5 計		30	戸			
	A 計						
B	電気設備工事						
-1	電気設備						
	配管・配線	付属品共	1.0	式			
	ボックス類		1.0	式			
	プルボックスSS-V形(硬質ビニル製)	0.2㎡未満/個	0.1	㎡			
	腰高プレート	コンセントプレート1連	3.0	個			
	〃	カバープレート角	1.0	個			
	ワイド形スイッチ	1P15A(H)×1ネーム付樹脂製P	1.0	個			
	〃	1P15A(H)×1、1P15A(L)×1 ネーム付樹脂製P	1.0	個			
	コンセント(樹脂プレート付)	連用形2P15A×2(接地極×2付 一体形)125V	1.0	個			
	〃	連用形2P15A×2(接地端子 付)125V	2.0	個			
	LEDブラケット取付	浴室灯(UB付属品)	1.0	個			
	インターホン親機	非常押釦付	1.0	個			
	インターホン子機	警報表示付ドアホン	1.0	個			
	給湯リモコン取付	給湯機付属品	2.0	個			
	位置ボックス用ボンディング	ボックス1個あたり	2.0	個			
	取外し・再取付	IL直付天井灯	1.0	個			
	〃	ILダウンライト	1.0	個			

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	〃	コンセント2P15A×1	1.0	個			
	〃	コンセント2P15A×2、ET付	1.0	個			
	機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管用貫通口)	100～150mm25mm	2.0	か所			
	鉄筋探査		2.0	か所			
	600V絶縁電線撤去	1.6mm×1本再使用しない	43.0	m			
	スイッチ撤去	1P15A×1再使用しない	1.0	個			
	〃	1P15A×2+PL再使用しない	1.0	個			
	チャイム撤去	再使用しない	1.0	個			
	チャイム押釦撤去	再使用しない	1.0	個			
	1戸当り 計						
	B-1 計		30	戸			
	B 計						
C	機械設備工事						
-1	衛生器具設備						
	レバー式混合水栓	増設クランク仕様192-337同等品	2.0	個			
	洗濯機給水栓取付費	水栓は既設	1.0	か所			
	洗濯機ハン	材工共トラップ付き	1.0	組			
	1戸当り 計						
	C-1 計		30	戸			
-2	給水設備						
	給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VA)改修	ねじ接合屋内一般20A	1.0	m			
	〃	ねじ接合屋内一般15A	0.5	m			
	保温付樹脂管	13A	3.3	m			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用)20A	1.0	個			
	〃	5K(ねじ・給水用)15A	1.0	個			
	フレキシブルチューブ	ステンレス製20A	1.0	本			

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	配管分岐(鋼管類)・手間のみ	配管分岐15A保温有	1.0	か所			
	給水管保温	ポリスチレン屋内露出合成樹脂製カバー120A	1.2	m			
	〃	ポリスチレン屋内露出合成樹脂製カバー115A	1.3	m			
	壁穴あけ	75φ120L	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	C-2 計		30	戸			
-3	給湯設備						
	FF式屋内壁掛型ガスふる給湯器	20号リモコンリモコンケーブル配管カバー	1.0	台			
	給湯器取付	追炊付壁掛型20号	1.0	台			
	FF給湯器用給排気筒及び付属品	100φ給排気トップ	1.0	式			
	同上取付費		1.0	式			
	機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管用貫通口)	250mm程度175mm	1.0	か所			
	排煙ダクト外保温(円形ダクト)	ロックウール屋内隠ぺいきつ甲金網100mm保温厚25	1.5	m			
	給湯・耐熱性硬質塩ビライニング鋼管(管端防食)改修	ねじ接合屋内一般20A	1.0	m			
	〃	ねじ接合屋内一般15A	0.5	m			
	保温付樹脂管	13A	13.0	m			
	フロ循環用ツインパイプ	10Φ保温付	3.0	m			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給湯用)20A	1.0	個			
	〃	5K(ねじ・給湯用)15A	1.0	個			
	フレキシブルチューブ	ステンレス製20A	1.0	本			
	給湯管保温	グラスウール屋内露出合成樹脂製カバー120A	2.5	m			
	機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管用貫通口)	100～150mm75mm	1.0	か所			
	壁穴あけ	75φ120L	2.0	か所			
	〃	150Φ120L	2.0	か所			
	配管化粧カバー	樹脂製	15.0	m			
	鉄筋探査		2.0	カ所			
	1戸当り 計						
	C-3 計		30	戸			

令和7年度 県営住宅（松本）双葉町第2団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
-4	排水設備						
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	屋内一般16A	1.0	m			
	既設床排水改修	エルボ取付ヤーンコーキング	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	C-4 計		30	戸			
-5	ガス設備						
	ガス用フレキ管20A	継手類(露出)・補助材料費・付帯工事費等含む	6.0	m			
	I型フレキねじガス栓 RC3/4×RC3/4	配管費・特別工事費・付帯工事費含む	1.0	個			
	1戸当り 計						
	C-5 計		30	戸			
-6	換気設備						
	浴室用パイプファン	100Φ	1.0	台			
	パイプファン据付	150φ以下	1.0	台			
	パイプファン取付に伴う材料費	換気用塩ビ管100φダクトフランジSUSビス	1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-6 計		30	戸			
-7	撤去工事						
	瞬間湯沸し器撤去	5号再使用しない	1.0	台			
	給水栓撤去		4.0	個			
	ガス栓撤去		2.0	個			
	給水栓取り外し		1.0	個			
	洗濯機パン撤去		1.0	台			
	1戸当り 計						
			30	戸			
	瞬間湯沸し器撤去控除		10	戸			
	C-7 計						
	C 計						



## 改修工事現場説明書

長野県住宅供給公社

### 1. 工事範囲

この工事は別冊設計図書及び仕様書に示す範囲となる。但し図書に明示されていなくとも、技術上及び施工上で当然工事の完成に必要なと認められるものについては、受注者の負担において監督員の指示に従い施工する。

### 2. 工程に関する事項

- (1) 本工事の作業（資材、機械等の搬入を含む）は、早朝及び深夜に行ってはならない。（但しやむを得ず実施する作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。）
- (2) 騒音・振動を伴う作業は、原則として日曜・祭日に行ってはならない。但し、騒音・振動を伴わない作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 3. 安全対策に関する事項

- (1) 受注者は工事期間中、工事に対する入居者の協力が得られるよう、現場内外における工事故災、工事公害の発生防止に努めるものとし、下請関係者にも主旨の徹底をはかること。
- (2) 建設資材の搬入に際し、事故ならびに騒音等の防止のため道路関係法規を遵守し、現場及び現場周辺では車の速度等に充分留意し、沿道及び入居者から苦情を引き起こさぬよう努めること。
- (3) 入居者との協議の結果によっては、資材搬入経路時間等の規制を後日に指示することもありうるが、この場合原則として請負金額の変更はしない。
- (4) 本工事の施工にあたり、騒音・振動・ほこり・資材片の飛散等による被害を誘発しないよう、必要に応じて予防措置を講じ、入居者に対する迷惑や近隣家屋に対する損害を与えぬよう努めること。
- (5) 工事用車両による事故あるいは紛争等が生じた場合、又は近隣家屋に損害を与えた場合、受注者は直ちに監督員に報告するとともに、入居者ならびに近隣家屋等に対する損害補償については受注者の責任において措置すること。

### 4. 仮設に関する事項

受注者は、工事用電力・用水・電話について各関係機関と協議し、諸手続きを行ったうえ使用する。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

### 5. 工事写真

後日では容易に検査できない箇所及び各工程により写真撮影を行い、竣工時に整理のうえ提出すること。

### 6. その他

- (1) 本工事の施工に先立ち、実施作業工程及び作業計画書を作成し、事前に入居者及び関係機関と協議し協力を得るものとする。また居住中の住宅に立ち入る際は必ず入居者の立ち会いにより行い、紛争の生じない様心がけること。
- (2) 受注者は、以下の保険に加入すること。  
※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。  
※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険（法定外労災補償）。

### 7. 補足訂正事項

設計図書の内容について次のとおり補足訂正する。